

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認大阪地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	28 件
国民年金関係	25 件
厚生年金関係	3 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	53 件
国民年金関係	45 件
厚生年金関係	8 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年4月から39年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年4月から39年3月まで

私は、昭和38年4月から39年3月までの国民年金保険料を39年5月に主人の保険料と一緒に支払ったはずなので、未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る領収証書を年金手帳に貼付して現在まで長年所持しており、申立人の夫の年金手帳に貼付されている領収証書を見ると、昭和38年11月から39年3月までの期間の保険料を39年5月26日に過年度納付したことが確認できる。

また、申立人所持の年金手帳に貼付されている領収証書を見ると、申立期間にあたる昭和38年4月から39年3月までの12か月分の保険料1,200円と記載されており、領収印は押印されていないものの、上記夫の領収証書と同様式で筆跡も酷似しており、当時の過年度納付に係る領収証書であると認められるところ、申立人は領収印が無いことに気づかずに現在まで領収書として手帳に貼付し保存してきたと陳述している。

さらに、申立人は、申立期間以降の保険料を完納しており、申立期間の保険料は夫の分と一緒に納付していたと考えるのが自然である。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和45年1月から同年3月までの期間及び55年4月から56年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年1月から同年3月まで
② 昭和55年4月から56年3月まで
③ 昭和57年7月から58年3月まで
④ 昭和58年7月から同年9月まで

国民年金保険料は集金に来た市役所の人に納付していた。市役所の人が納付の後で国民年金手帳にスタンプ印を押していたのを覚えている。昭和50年ごろからは、手帳にスタンプを押すのではなく領収証をもらうようになったが、集金人に支払っていたことには変わりはない。最初のころのことはよく覚えていないが、途中からは当時のA市役所の人が集金に来ていたと思う。集金人は中年の女性ばかりだった。集金は毎月ではなく、2か月に1回ぐらいだったと思う。もっとも、うっかり支払いを忘れたため、まとめて納付したこともあった。

60歳になったときに集金人に年金は満額もらえると言われたので、まさか未納があるとは思わなかった。未納があると知らされていれば60歳から任意加入して納付し満額にすることもできたのに、65歳を過ぎた今となってはそれもできない。申立期間の保険料納付を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿をみると、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和40年11月11日に当時の夫と連番で払い出されており、申立期間の年金保険料はすべて現年度納付が可能である。

そこで、申立期間①についてみると、申立人所持の国民年金手帳には検認印が押されていないことが確認できるが、当該申立期間①の直前の期間である昭

和 44 年 10 月から同年 12 月までの分についても手帳には検認印が押印されていないにもかかわらず社会保険庁の特殊台帳上は納付済みとなっており、当時、何らかの事務過誤があったことがうかがわれる。また、申立人は申立期間①の当時は、集金人に年金保険料を支払い、手帳にスタンプを押印してもらっていたと陳述しており、当時の納付方法が手帳への印紙検認方式であったことと符合しているなど、陳述内容は具体的であり、特に不自然な点は認められない。

次に、A 市の被保険者台帳をみると、申立人は申立期間②に近接する昭和 56 年 6 月から 57 年 3 月までの年金保険料を 57 年 6 月 30 日に過年度納付していることが確認できる。この納付時点において、申立期間②は過年度納付が可能であったにもかかわらず、先に時効となる申立期間②の年金保険料を納付せず、その後の期間分のみを納付したとみるのは不合理である。

また、申立人は、当時うっかり支払いを忘れた分については後日にまとめて支払っており、わずかな保険料の支払いに困るような生活状況ではなかったと陳述しており、申立期間②は過年度納付されたとみるのが自然である。

次に、申立期間③については、申立人は昭和 57 年 8 月から口座振替での納付に切り換えており、申立期間③の期間は口座振替期間にあたる。口座振替期間中に集金人が申立人を訪れることはありえず、集金人に支払っていたとする申立人の陳述とは符合しない。

また、申立期間④については、申立期間④直後の昭和 58 年 10 月から 59 年 3 月までの年金保険料については、時効を迎える寸前の 61 年 1 月 29 日に過年度納付されていることが確認でき、申立期間④の保険料については、時効により過年度納付もできなかったと考えるのが自然である。

このほか、申立期間③及び④については納付をうかがわせる関連資料も無く、汲むべき事情も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年4月から54年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年4月から54年3月まで

私の妻が私の国民年金の加入及び国民年金保険料の納付の各手続を行っていたので、その詳細を私は承知していない。しかし、妻からは、昭和55年4月ごろ、市役所から国民年金に関する通知が来たので、国民年金の相談に出向き、その時に夫婦二人の国民年金加入手続をしたと聞いている。また、妻からはその際、保険料を25年間納めないと年金はもらえないと言われ、相談したところ、夫婦それぞれについて、納めるべき期間や保険料額等を計算した書面を基にした説明を受け、以後、そのとおりの保険料を分割納付したとも聞いている。

国民年金に加入してからは、未納があると年金がもらえなくなるので、保険料を納めるのが困難な時期もあったが、妻は、必死でやりくりして、保険料を納めてきたので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。申立期間の記録を納付済みに訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の妻が、昭和55年4月ごろに夫婦二人の国民年金加入手続をした際、年金受給権を確保するために国民年金保険料の納付方法などについて相談し、過去の未納の保険料を分割して納めることにし、その場で何枚かの納付書を受け取り、それぞれの納付書により保険料を納付期限までに納めてきたと申し立てている。

ところで、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和55年4月に申立人の妻と連番で払い出されていることが、国民年金手帳記号番号払出簿により確認できるとともに、その妻が年金相談を行ったとする建物には、当時、A社会保険事務所が入居し、同社会保険事務所では当時、国民年金未加入者に対する加入

及び納付の勧奨を行っていたとしており、それぞれ、その妻の陳述内容と符合している。

また、申立人の妻は、上述の年金相談の場で渡されたとする「国民年金保険料特例納付による受給資格期間及び納付金額計算書」と題する書面を所持しており、この書面の内容にしたがって納付書が作成され、それぞれの納付書に記載された納付期限までに保険料を納めてきたと、当時の状況を具体的に陳述している。

さらに、同計算書には、申立人の妻が年金相談を行ったとする昭和 55 年 4 月時点において、申立人夫婦それぞれが 60 歳到達の前月まで保険料を納めても、年金を受給するには不足する期間分の保険料について、現年度納付、過年度納付及び特例納付の各方法により納める場合の保険料額及び納付期限が正確かつ専門的に記載されており、この計算書は当時、国民年金業務に携わっていた職員が記載したものと推定され、この内容にしたがって納付書が作成され、それぞれの納付書に記載された納付期限までに保険料を納めてきたとする申立人の陳述は自然である。

加えて、申立人に係る B 市の国民年金被保険者台帳の摘要欄に「特例 52. 4 月～12 月」との記載が残されているところ、B 市ではこれについて、昭和 54 年 4 月から同年 12 月までの分についての特例納付の納付書を発行したという意味の表示と推認できるとしており、このほか、申立人の特殊台帳には、年金受給資格が無いことを示す「54 無」という押印が抹消されている事跡が残されている。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年4月から55年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年4月から55年3月まで

私は、昭和55年4月ごろ、市役所から国民年金に関する通知が来たので、A駅近くのビルへ国民年金の相談に行き、夫婦二人の国民年金の加入手続をした。その際、国民年金保険料を25年間納めないと年金はもらえないと言われ、相談したところ、夫婦それぞれについて、過去の保険料について納める必要がある期間や保険料の金額等について書面を基に説明してくれた。納付の必要がある保険料については分割して納めることにし、その場で何枚か納付書をもらい、それぞれの納付書に記載された期限までに保険料を納めてきた。

国民年金に加入してからは、未納があると年金がもらえなくなるので、保険料を納めるのが困難な時期もあったが、必死でやりくりして、保険料を納めてきたので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。申立期間の記録を納付済みに訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和55年4月ごろに夫婦二人の国民年金加入手続をした際、年金受給権を確保するために国民年金保険料の納付方法などについて相談し、過去の未納の保険料を分割して納めることにし、その場で何枚かの納付書を受け取り、それぞれの納付書により保険料を納付期限までに納めてきたと申し立てている。

ところで、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和55年4月に申立人の夫と連番で払い出されていることが、国民年金手帳記号番号払出簿により確認できるとともに、申立人が年金相談を受けたとする建物には、当時、B社会保険事務所が入居しており、同社会保険事務所では当時、国民年金未加入者に対す

る加入及び納付の勧奨を行っていたとしており、それぞれ、申立人の陳述内容と符合している。

また、申立人は、上述の年金相談の場で渡されたとする「国民年金保険料特例納付による受給資格期間及び納付金額計算書」と題された書面を所持しており、この書面の内容にしたがって納付書が作成され、それぞれの納付書により保険料を納付期限までに納めてきたと、当時の状況を具体的に陳述している。

さらに、同計算書には、申立人が年金相談を行ったとする昭和55年4月時点において、申立人夫婦それぞれが60歳到達の前月まで保険料を納めても、年金を受給するには不足する期間分の保険料について、現年度納付、過年度納付及び特例納付の各方法により納める場合の保険料額及び納付期限が正確かつ専門的に記載されており、この計算書は当時、国民年金業務に携わっていた職員が記載したものと推定され、この内容にしたがって、納付書が作成され、それぞれの納付書に記載された納付期限までに保険料を納めてきたとする申立人の陳述は自然である。

加えて、申立期間の一部である昭和54年4月から55年3月までの間は、申立人の夫のみ納付済みとなっていることが確認できる。また、申立人の夫の特殊台帳には、年金受給資格が無いことを示す「54 無」という押印が抹消されている事跡が残されており、申立人の特殊台帳にも同様に文字が抹消されている事跡が残されている。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成5年2月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年2月

私の国民年金については、私の母が、私が20歳になった平成4年*月以後のところに加入手続をしてくれ、国民年金保険料も4年*月から8年3月までの間、母がきちんと納付してくれていた。

それにもかかわらず、平成5年2月分の保険料だけが未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は平成4年11月に払い出されており、20歳に到達した同年*月から申立人の国民年金保険料が納付されていることが社会保険庁の記録により確認できる。

また、申立期間当時、申立人の保険料を納付していたとされる申立人の母は、昭和48年1月に国民年金に任意加入して以降、国民年金の全加入期間の保険料を完納していることが社会保険庁の記録により確認でき、申立人の母の保険料納付意識が高かったものと考えられる。

さらに、A市では、平成4年*月に20歳に到達した者に対して、同年11月ごろ国民年金手帳記号番号を払い出した場合、同年*月から5年3月までの分は月順につづった月別の納付書を交付するとしているところ、申立人の保険料に係る市の収滞納一覧表をみると、4年*月から5年1月までの分の保険料は5年2月3日に、5年3月分の保険料は同年3月30日に現年度納付されていることが確認でき、5年1月分を納付した翌月に申立期間である同年2月分を除いて同年3月分のみを納付するのは不自然である。

加えて、申立期間は1か月と短期間である上、申立人の保険料を納付していたとされる申立人の母の保険料納付意識の高さを考え合わせると、申立人の母は申立期間の保険料を納付していたと考えるのが自然である。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成9年4月から同年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年4月から同年11月まで

私は、60歳になった時、国民年金保険料の納付月が300か月に満たないと思い、国民年金の高齢任意加入を行い、保険料の納付を続けてきた。

ところが、平成9年3月ごろに通知に基づいて市役所に行ったところ、職員から、私が厚生年金保険に加入していた期間が分かり、その期間を併せると納付期間が300か月を満たすことを聞いた。その際、高齢任意加入を継続することにしたが、一週間後ぐらいに再び市役所に行って、高齢任意加入をやめることを伝えた。その時に、職員と言い争いになり納付した保険料を返してもらえると聞いたが、詳しいことは聞かず、手続もせずに口座番号だけを伝えて帰った。

私は、それだけで国民年金の高齢任意加入をやめることができたか分からなかったため、その後も、すでに手元に送られて来ていた平成9年度分の納付書を使って、平成9年4月から同年11月までの保険料を毎月金融機関で納付していたが、何月分かは分からないが保険料の一部が還付されたことを同年11月に確認したので、それ以降の保険料は納めていない。

しかし、平成9年4月から同年11月までの期間に納付した保険料については納付記録が残っておらず、還付もされておらず、どこに行ったのかわからない。納付したことは間違い無いので納付済みと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の高齢任意加入をやめる意思を市職員に伝えたものの、その意思表示の際に資格喪失の手続が行われたか定かではなかったため、手元にあった納付書によりその後も、平成9年4月から同年11月までの国民年金保険料を納付していたと申し立てている。

申立人は、申立人が作成した平成4年から5年までの期間及び7年から11年までの期間の各年の仕入経費明細書を所持しており、9年の仕入経費明細書には同年1月から同年11月までの保険料支払額が記載されており、その記載額は申立期間に納付すべき保険料額とおおむね一致している。

また、平成5年から上述の9年までの分の仕入経費明細書には保険料支払額が記載されているが、10年、11年の各仕入経費明細書には保険料支払額は記載されていない。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付したとする金融機関には、申立人名義の税金・公共料金等払込票（平成9年7月24日付け及び同年11月21日付け）が存在し、その払込票に記載された金額は、申立期間当時の1か月の保険料額と一致することが確認できる。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和45年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和36年4月から41年3月まで
②昭和45年1月から同年3月まで

私が20歳になった昭和36年*月ごろ、市役所の方が私の働いている店に来て、20歳になったら国民年金の保険料を支払う義務があるというので国民年金に加入した。

当時の保険料は1か月100円であったと記憶しており、保険料は店に来ていた女性の集金人に私が支払っていた。

昭和37年に結婚してからは夫婦二人分の保険料を私が支払っていましたが、40年ごろに自宅へ集金に来てもらうことになってからは、男性の集金人になった。

夫婦二人分の保険料を私が一緒に支払っており、元夫は納付済みとなっているのに、私の記録が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳になった昭和36年*月ごろに国民年金に加入し、集金人に国民年金保険料を納付するようになり、37年10月に結婚してからは、夫婦二人分の保険料を申立人が集金人に納付してきたと申し立てている。

まず、申立期間①についてみると、昭和37年10月に結婚後は夫婦二人分の国民年金保険料を申立人が納付してきたとするところ、申立人の元夫の国民年金手帳記号番号は、結婚前の36年6月26日に払い出されていることが確認できるものの、申立人の手帳記号番号は、41年10月30日に払い出されていることが確認できる。

このため、申立人の払出日からすると、申立期間のうち、昭和36年4月から39年9月までの期間については、制度上国民年金保険料を納付することができない上、同年10月から41年3月までの期間の保険料については、集金人に納付することはできない。

また、申立人は、国民年金保険料納付時の記憶が曖昧である。

さらに、別の手帳記号番号の払出しの可能性について、氏名の別読検索等を行ったが、別の手帳記号番号の存在をうかがわせる事情は見当たらなかった。

このほか、申立人が申立期間①に係る国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

次に、申立期間②についてみると、申立期間の前後の期間の国民年金保険料については納付されており、当時生活に大きな変化もなかったとしている。

また、夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたところ、元夫の保険料は納付済みとなっている。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、申立期間②の昭和45年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成2年4月から4年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年4月から4年2月まで

社会保険事務所で年金記録を確認したところ、平成2年4月から4年2月までの期間が未納であると言われた。

申立期間については金融機関で、1年分をまとめて納付していた。その額は10万円ぐらいだったと思う。

申立期間はその前後を通じて生活に大きな変化は無かったので未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金手帳記号番号が払い出された昭和49年1月から満60歳に到達する平成4年*月までの期間について申立期間を除き未納期間は無く、53年7月以降は付加保険料も併せて納付している上、昭和61年度、63年度及び平成元年度については前納している。また、申立人の夫は、昭和49年1月から満60歳に到達する61年12月までの期間についてすべて保険料を納付しているとともに、申立人と同様に53年7月以降は付加保険料も併せて納付している上、昭和61年度は前納していることから、申立人及びその夫の納付意識が高かったものと考えられる。

さらに、社会保険庁の記録によると平成3年12月11日に平成2年度の未納に対して催告がなされていることが確認できるが、3年度も記録上は未納であるにもかかわらず4年度には催告がなされていないこと及び申立人の納付意識の高さを勘案すると4年度の時点では保険料を納付していたものとするのが相当である。

加えて、申立人の夫は平成8年ごろまでA業を営んでおり、申立期間の前後を通じて、この会社の経営状況や生活環境に大きな変化はみられないことから申立期間が未納とされているのは不自然である。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和47年2月、同年3月及び同年10月から48年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年1月から47年3月
② 昭和47年10月から48年3月

A市役所から集金に来ていたので、その者に国民年金保険料を納めていたのに未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、厚生年金保険から国民年金への切替えも適切に行っている上、平成13年6月から16年3月までの期間については高齢任意加入し保険料を納付していることから、納付意識は高かったものと考えられる。

まず、申立期間②についてみると、申立期間の直前に当たる昭和47年4月から同年9月までの期間については未納とされていたが、納付の事実が確認できたとして平成13年4月に納付済みと記録の訂正が行われていることから、申立期間についても誤りのある可能性が高いと考えられる上、申立期間は6か月と短期間である。

次に、申立期間①についてみると、申立人は昭和47年2月15日にA市役所で任意加入被保険者として加入手続をとっていることが確認でき、申立人の納付意識の高さを鑑みれば、わざわざ任意加入の手続をとりながら申立期間のうちの47年2月及び同年3月の保険料について納付しないのは不自然である。

一方、任意加入の場合にはさかのぼって資格を取得することができないため、制度上、この年金手帳記号番号によっては、申立期間のうちの昭和46年1月から47年1月までの期間の保険料を納付することはできない。また、この期間については、旧姓も含めて氏名検索を行うも、別の手帳記号番号の存在や保険料の納付をうかがわせる事情は見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間のうち、昭和47年2月、3月及び同年10月から48年3月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成6年1月の国民年金保険料については納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和54年7月から平成3年10月まで
② 平成6年1月

平成5年ごろにA市役所へ行き、国民年金への加入手続をした。

加入時に未納となっている期間の保険料について、納付するようにと指示され、一括で70万円から80万円を納付した。

また、平成6年1月の保険料が未納とされているが、市役所で支払っていたはずであり、未納とされる心当たりが無い。

第3 委員会の判断の理由

まず、申立期間②についてみると、申立人は申立期間の前後を通じて、生活上の変化は無かったとしており、申立期間直前の平成5年4月から同年12月までの期間の保険料は6年2月4日に、申立期間直後の6年2月の保険料は6年2月28日にいずれも現年度納付されており、申立期間のみの保険料を納付しないのは不自然である。

次に申立期間①についてみると、申立人の国民年金手帳記号番号は平成5年12月ごろに払い出されていることから、払出日からすると申立期間の国民年金保険料は制度上納付することができない。

また、申立人の国民年金保険料の納付を巡る記憶は曖昧である。

さらに、別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、氏名の別読検索等を行ったが、申立人の別の手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらなかった。

このほか、申立人が申立期間①に係る国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間のうち、平成6年1月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年12月から54年3月までの期間及び55年8月から56年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和53年12月から54年3月まで
② 昭和55年8月から56年3月まで

私は、平成19年6月19日にA社会保険事務所に国民年金保険料の納付記録確認のため、照会申出書を提出したところ、同年7月20日の回答で、昭和53年12月から54年3月までの期間及び55年8月から56年3月までの期間の保険料の納付事実が確認できないとのことであった。

私は、昭和51年8月に会社を退職後、すぐに国民年金に任意加入した後は、B市の男性の集金人が自宅に集金に来てくれていたので、集金人に保険料を支払っていた。任意加入後、すべての期間の保険料は納付していたはずであるので、認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和51年8月27日に国民年金に任意加入して以降、申立期間を除き、国民年金加入期間の保険料を完納しており、納付意識が高いものと考えられる。

そこで、申立人の年金記録をみると、すべて現年度納付していることが確認でき、また、厚生年金保険から国民年金の被保険者資格取得の種別変更等の手続を適正に行っていることが分かる。

さらに、申立期間①及び②ともに、4か月、8か月と比較的短期間であり、申立期間の前後を通じて、住所や申立人の夫の仕事に変更は無く、生活状況に大きな変化は認められないことから、この期間に限って納付しなかったと考えることは不自然である。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年4月から54年3月までの期間の国民年金保険料については、付加保険料を含め、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年4月から54年3月まで

私は、昭和49年11月から国民年金に任意加入し、申立期間当時、保険料は付加保険料を含めて納付書で支払っていました。申立期間の一年間について、納付書が届いていないということは無いはずですし、仮に一年間も納付書が届かなければ、必ずその際に申立てをしていたはずで、上記期間が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和49年11月7日にA市で国民年金に任意加入し、申立期間を除き、以後60才に到達した63年10月までの国民年金加入期間の保険料を完納していることから、納付意識が高いものと考えられる。

そこで、社会保険事務所の特殊台帳をみると、申立人は申立期間直前の昭和52年2月から53年3月までの期間は定額保険料に加えて付加保険料を52年4月に前納しており、申立期間直後の54年4月から61年3月までの期間も付加保険料を納付していることが分かる。

また、申立期間は12か月と比較的短期間であり同期間の前後に未納がないことから、同期間をあえて納付しなかったと考えるのは不自然である。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を付加保険料と共に納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年4月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年4月から同年9月まで

時期は覚えていないが、夫が私の国民年金の加入手続をし、国民年金保険料も夫が夫婦二人分を金融機関で納めてきた。それにもかかわらず、私の分だけ昭和58年4月から同年9月まで未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和50年1月に国民年金に加入して以降、申立期間の6か月を除き国民年金保険料を完納しており、保険料納付意識が高いものと考えられる。

また、申立期間において夫婦二人分の保険料を一緒に納付していたとされる申立人の夫は、保険料は必ず納付しなければならないと思っていたと陳述しているところ、同人の保険料納付状況をみると、国民年金制度が発足した昭和36年4月から満60歳で資格を喪失する平成6年*月まで、保険料はすべて納付されており、同人の納付意識も高いものと考えられる。

さらに、申立期間の前後の国民年金保険料は納付されている上、夫婦の社会保険庁の特殊台帳をみると、夫については、昭和58年4月から59年3月までの12か月分の保険料が12か月すべて過年度納付されている一方、申立人については、58年10月から59年3月までの6か月のみが過年度納付された記録となっていることが確認でき、納付意識が高く夫婦二人分の保険料を一緒に納付したとされる申立人の夫が、申立人の6か月分の保険料を納付しなかったとは考え難い。

加えて、夫婦の住所や職業に変化は無く、申立人は申立期間当時、6か月分の保険料を納付できないような家計状況ではなかったとしている。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 1 月から同年 3 月まで
昭和 46 年 6 月に国民年金に任意加入後、夫の転勤の都度、私が役所で手続をし、国民年金保険料は金融機関で納付した。
平成 19 年 7 月に、A 社会保険事務所で昭和 49 年 10 月から 51 年 3 月までの保険料が未納であると言われたが、B 市役所の被保険者名簿に納付記録があったことから、記録訂正されている。
申立期間についても保険料を納付しているはずなので、納付済期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、厚生年金被保険者の被扶養者であるが、昭和 46 年 6 月に国民年金に任意加入し、任意加入被保険者期間においては、申立期間の 3 か月間を除き、国民年金保険料をすべて納付しているほか、夫の転勤に伴う転居の都度、住所変更等の手続も適切に行っていることから、納付意識が高い申立人が 3 か月の短期間の保険料を納付していなかったとは考え難い。

また、申立人の年金記録のうち、昭和 49 年 10 月から 51 年 3 月までの 1 年 6 か月間については、社会保険庁のオンライン記録では当初「未納」とされていたところ、平成 19 年に B 市の被保険者名簿に「納付済み」の記録が有ることが確認されたことから、納付済みに記録訂正されている。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和41年4月から44年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年4月から44年3月まで
② 昭和56年12月から59年9月まで

申立期間①については、昭和44年12月19日に国民年金加入手続をした後に、36年4月分までさかのぼって、それまで未納であった保険料を何回かに分けてすべて納付した。その当時の保険料額で計算してもらって納付書で納付したが、保険料総額はいくらだったか覚えていない。一度、6,000円という金額を納付した記憶は残っている。

申立期間②については、当時、夫の健康保険の被扶養者であったが、それまでと変わらず強制加入期間として保険料を納付し続けており、未加入期間とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入期間については、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付しており、保険料の還付を4回受けているなど、保険料の納付意識が高いものと考えられる。

また、申立人は、昭和36年4月分までさかのぼって、それまで未納であった保険料を何回かに分けて納付し、一度は6,000円を納付した記憶があると申し立てしているところ、申立人の納付記録及び被保険者名簿をみると、昭和36年度から40年度までの国民年金保険料が納付済みとされ、当該期間の保険料が昭和45年6月25日に納付されていることが確認でき、さらに、当該期間の保険料額を当時の保険料額で計算すると6,000円となり、申立内容と符合する。

加えて、申立人は、それまで未納とされていた保険料を何回かに分けて納付し、上記の期間分の6,000円以外にも保険料を納付したと申し立てしていること

から、当時保険料の納付意識が高かった申立人が、市役所の勧めを受けて、申立期間①の保険料についても納付したものと考えるのが自然である。

一方、申立期間②について、申立人は、未加入期間ではなく強制加入期間として続けて保険料を納付していたと申し立てているが、申立人の夫は昭和 56 年 12 月から厚生年金保険に加入していることが確認でき、申立人も健康保険の被扶養者となり、国民健康保険証を返納したと陳述していること、また、申立期間②のうち、申立期間当初の 56 年 12 月から 57 年 3 月までの保険料が還付されていることなどからみて、申立期間は国民年金未加入期間であり、保険料を納付できなかったものとするのが自然である。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 41 年 4 月から 44 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和46年4月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年4月から47年3月まで
② 昭和54年4月から55年3月まで

申立期間①については、母親が訪問して来た集金人に私の保険料を支払ってくれており、申立期間②については、妻が自分の分と一緒に保険料を支払ってくれていた。私自身は保険料を支払っていないので、保険料額など詳しいことは覚えていないが、申立期間の前後期間の保険料は納付済みとされているのに、申立期間の保険料だけが未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の母親が申立期間①の国民年金保険料を集金人に納付してくれていたと申し立てしているところ、申立人の母親の保険料納付記録をみると、昭和36年の国民年金制度発足以来、60歳に至るまでの保険料を完納しており、また、申立人の父親についても同様に保険料を完納しているなど、保険料の納付意識が高いものと考えられる。

また、申立期間①の直前の1年間及び直後の7年間の保険料は納付済みとされていることからみて、仮に申立期間①が未納とされていたのであれば、申立人の保険料納付を担っていた納付意識の高い母親が、それに気が付かないということはいかにも不自然である。

一方、申立人は、申立期間②の保険料について、申立人の妻が夫婦二人分の保険料と一緒に納付していたと申し立てしているが、申立人の妻の特殊台帳を見ると、申立期間②のうち、昭和54年10月から同年12月までの保険料を過年度納付しており、また、申立期間後の56年1月から同年3月までの保険料については、申立人は現年度納付しているのに対し、申立人の妻は過年度納付し

ていることが確認できるなど、申立期間②当時、夫婦の保険料納付状況は必ずしも同一では無く、申立内容と符合しない。

さらに、申立人は、保険料の納付に直接関与しておらず、申立人が申立期間②の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和46年4月から47年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和52年1月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年3月から52年12月まで

娘が中学生のころ、国民年金に加入し、A市役所に過年度の国民年金保険料を納付しに行った際、今なら過去の保険料をもっとさかのぼって納付できると勧められ、当時経済的に納付が可能であった4万5,000円程度の納付書を作成してもらい、当月及び翌月の2回に分けて市役所で特例納付した。このため申立期間すべてが未納とされていることは納得できない。申立期間のうち4万5,000円程度を特例納付した期間を納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和55年1月に国民年金手帳記号番号の払出しを受けて以降、60歳に至る平成16年までの国民年金保険料をすべて納付しており、保険料の納付意識が高いものと考えられる。

また、申立人は、昭和55年ごろ、A市役所に保険料の過年度納付に行った際、特例納付制度のことを聞き、当時経済的に納付が可能な4万5,000円程度の保険料額を当月及び翌月に分けて市役所で特例納付したと申し立てているところ、申立人の納付記録から、同年5月に53年1月から54年3月までの国民年金保険料を過年度納付していることが確認でき、第3回特例納付期間は55年7月までであることから、申立内容は当時の状況と符合する。

さらに、昭和55年当時、申立人の長女は中学生であること、A市役所には国庫金を取り扱っている金融機関が存在し、保険料の過年度納付及び特例納付が可能であったこと、申立期間には特例納付の対象となる未納の強制加入期間が存在することなど、申立内容に不自然な点は認められない。

加えて、申立人は、当時経済的に納付が可能な4万5,000円程度の保険料を

特例納付したと申し立てているところ、第3回特例納付期間の保険料額は1か月4,000円であり、おおむね1年分の保険料額に該当することから、申立人は、1年分の保険料を特例納付したと考えるのが相当である。

なお、申立期間のうち、強制加入期間は昭和45年3月から52年12月までの期間であることから、過年度納付を行った期間の直前の期間である52年1月から同年12月までの保険料を特例納付したと考えるのが妥当である。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和52年1月から同年12月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和36年4月から37年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から37年1月まで
② 昭和43年1月から44年3月まで
③ 昭和45年4月から51年3月まで
④ 昭和51年7月から53年3月まで
⑤ 昭和54年3月から57年9月まで

国民年金の受給手続を行った際、初めて国民年金保険料の未納期間があることを知った。私は国民年金に加入して以降、いつも夫婦二人分の国民年金保険料を納付してきた。収入が少なかった時は納付できなかったが、昭和54年ごろに経済的に余裕が出てきたので、そのころ特例納付制度を利用し、毎月3万円ぐらいの保険料を納付した。申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金に加入して以降、いつも夫婦二人分の国民年金保険料を納付してきたと申し立てているところ、申立人及びその夫の国民年金手帳記号番号は、昭和36年6月29日に夫婦連番で払い出されており、申立人の夫の特殊台帳を見ると、申立期間①の保険料は納付済みとされている。

また、申立人及びその夫の特殊台帳を見ると、申立期間①直後の昭和37年2月から42年12月までの保険料が納付済みとされていることからみて、申立期間①のみ申立人の保険料が未納とされているのは、いかにも不自然である。

しかしながら、申立人は、いつも夫婦二人分の国民年金保険料を納付してきたと申し立てているが、申立期間②、③及び④については、申立人の夫の国民年金保険料も未納とされており、どちらか一方だけの保険料納付はありえない

との申立人の陳述からみて、保険料が納付されたものとは考え難い。

また、申立人の特殊台帳を見ると、申立人は、昭和 54 年 3 月 1 日に国民年金に任意加入しているが、同月 2 日に資格の喪失の手続を行っていることが確認でき、57 年 10 月に厚生年金保険被保険者資格を得るまでの申立期間⑤については国民年金未加入期間となるため、国民年金保険料を納付することはできない。

さらに、申立人は、収入が少なかった時は保険料を納付できなかったが、昭和 54 年ごろに経済的に余裕が出てきたので、そのころ特例納付制度を利用して毎月 3 万円ぐらいの保険料を納付したと申し立てており、このころに特例納付したとするならば第 3 回特例納付期間となる。申立人の夫が厚生年金保険被保険者となった 54 年 3 月から第 3 回特例納付期間が終了する 55 年 6 月までの期間に毎月 3 万円を納付したとすると 48 万円の特例納付が可能であるが、申立人の申立期間②、③及び④の保険料総額は 37 万 8,300 円、申立人の夫の分を合わせると、合計 75 万 6,600 円が必要となるため、申立内容と一致しない。

加えて、申立人の陳述する保険料納付に係る記憶は曖昧^{あいまい}であり、申立人から保険料を納付した事情を汲み取ろうとしても、新たな事情等は見いだすことができなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 36 年 4 月から 37 年 1 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和43年4月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年1月から47年3月まで

申立期間のうち、昭和42年1月から43年3月までの期間及び46年4月から47年3月までの期間については、おおよそ3か月ごとに夫が私の分と併せて集金人に保険料を納めていた。また、43年4月から46年3月までの期間は、当時夫婦共に保険料の支払いをやめていたが、税務署の監査時に保険料を納付するよう注意を受けたので、50年に夫が社会保険事務所へ行って未納の保険料額を調べ、さかのぼって夫婦二人分の保険料を支払った。

夫は満額の給付を受けているにもかかわらず、私の分だけ納付月数が少なく給付額が少ないことは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和47年4月から60歳に至る平成11年*月までの国民年金保険料をすべて納付しており、申立人の保険料を納付していたとする申立人の夫は、申立期間を含む国民年金加入全期間の保険料を完納しているなど、申立人及びその夫の保険料の納付意識が高いものと考えられる。

また、申立人の夫は、申立人の分と併せて昭和42年1月から43年3月までの期間及び46年4月から47年3月までの期間の保険料を現年度納付し、43年4月から46年3月までの保険料を特例納付したと陳述しているところ、申立人の夫の納付記録をみると、50年4月9日に43年4月から46年3月までの保険料を特例納付していることが確認できる。

さらに、申立人及びその夫の特殊台帳を見ると、申立期間直後の期間である昭和47年4月から60年3月までの保険料を現年度納付していることが確認できる。

加えて、申立人及びその夫の昭和 48 年 11 月 13 日発行の国民年金手帳を見ると、保険料領収証書が貼付されており、確認できる限り、48 年から 60 年までの保険料を夫婦同一日に納付している。

以上のことからみて、申立期間のうち、昭和 43 年 4 月から 47 年 3 月までの国民年金保険料については、申立人の夫が納付していたものと考えるのが相当である。

しかしながら、申立人の国民年金手帳記号番号は、A 市の昭和 41 年度適用特別対策事業により払い出されており、昭和 36 年 4 月から 38 年 2 月までの期間及び年金手帳を受け取るまでの 38 年 11 月から 41 年 12 月までの保険料未納期間については、国民年金保険料を納付した記憶は無いと陳述しており、当時は国民年金について関心が低く、その期間に係る保険料に対する納付意識は低かったものと考えられる。

また、申立人は、国民年金保険料の納付に関与しておらず、申立人の夫も納付金額など保険料納付に係る記憶は明確ではなく、申立期間のうち、昭和 42 年 1 月から 43 年 3 月までの保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情等は見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 43 年 4 月から 47 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年7月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年7月から同年12月まで

私は、A市役所で国民年金加入手続を行い、昭和51年7月5日に国民年金の被保険者資格を取得した。私は、国民年金に加入する前から、元夫の国民年金保険料の納付を行っており、国民年金加入以後は夫婦二人分の保険料を納付書により納付してきたので、申立期間の国民年金保険料について、元夫が納付済みになっているにもかかわらず、私の分が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和51年11月に国民年金手帳記号番号の払出しを受け、同年7月5日に国民年金被保険者資格を取得して以後、申立期間を除き国民年金保険料は納付済み又は申請免除とされており、未納期間は無く、保険料の納付意識が高いものと考えられる。

また、申立人は、国民年金加入以後は夫婦二人分の保険料を納付書により納付していたと申し立てしているところ、A市役所の国民年金保険料収滞納一覧表を見ると、申立期間直後の昭和52年度及び53年度において、2か月分を除く期間の夫婦の保険料をすべて同一日に納付していることが確認でき、申立内容と符合する。

さらに、申立人の元夫の申立期間の保険料は納付済みとされている。

以上のことからみて、保険料の納付意識の高い申立人が、国民年金に加入した直後の保険料を納付していなかったものとは考え難い。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和49年4月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年1月から48年3月まで
② 昭和49年4月から同年6月まで

最初の会社を退職するときに年金の説明会が行われ、国民年金に加入するように言われ、退職後に市役所で加入手続をしたと思う。加入後の保険料は、市役所に勤務する知人にお金を託して納付していたが、領収書はもらっていなかったし、保険料額も覚えていない。2、3年程してからその知人が退職したので、自分で納めるようになり、年金手帳に印を押してもらっていたと思う。申立期間①及び②について未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金に加入後の保険料は、市役所に勤務する知人にお金を託して納付していたと申し立てている。

そこで、申立期間②について、申立人所持の国民年金手帳及び領収証書を基に、申立期間を挟んで前後の納付状況を見ると、前の1年分はまとめて、合わせて25か月間の保険料は現年度納付されている。また、直後4期12か月間について、領収証書を基に納付日を見ると、いずれも3か月基準月の最初の月に納付しており、定期的に納付していた状況がうかがえる。なお、申立期間②は3か月と短期間である。

次に、申立期間①について、申立人の国民年金の加入手続時期は、直前の任意加入者の資格取得日である昭和49年3月25日から国民年金手帳の検認日で確認できる最初の納付日である同年3月27日までの間になされたものと推定できる。この場合、申立期間①のうち、46年12月以前については、制度上、既に納付できない期間となっている。

また、A市に居住していた申立人が加入手続を行ったB市への転入日は、昭和48年8月30日であることが戸籍の附票及び住民票の記録から確認でき、A市在住中の46年1月ごろに加入手続を行ったとする申立人の陳述とは符合しない。

さらに、B市における保険料納付は、昭和49年4月以降は納付書方式であった。

一方、市は、申立人が納付を依頼したとする市職員は50年7月1日付け退職であったと陳述している。この場合、同職員退職後の保険料を印紙検認方式により自分で納付したとする申立人の陳述とは符合しない。

加えて、別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性を確認するため、住所地を管轄する社会保険事務所において、国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査を行い、また、旧姓を含め氏名の別読みによる検索を行ったが、別の国民年金手帳記号番号の存在をうかがわせる事情は見当たらなかった。

このほか、申立人が申立期間①に係る国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情等は見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和49年4月から同年6月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和45年1月から同年3月までの期間及び50年10月から同年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年9月から43年3月まで
② 昭和45年1月から同年3月まで
③ 昭和50年10月から同年12月まで

昭和40年に会社を退職し、厚生年金保険の資格を喪失後しばらくして、母などに勧められて国民年金に加入した。加入手続した時期や場所についてはあまりよく覚えていないが、加入後は時期を遅れずに納付を開始し、それ以後は欠かすこと無く継続して保険料を納付してきたと思う。保険料納付については、母などに任せていたかもしれず、保険料額は覚えていないが、自宅に1か月か3か月ごとに集金に来ていた人にその時々を遅れずに納付していたことは間違いない。ところが、社会保険事務所に保険料の納付記録を照会すると、上記3つの期間が未納とされており、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②及び③について申立人の保険料納付記録をみると、国民年金加入期間のうち昭和43年4月以降は、申立期間②及び③の計6か月分以外は、すべて納付済みであるとともに、昭和47年度から59年度までの分については、現年度納付していることが社会保険事務所の特殊台帳から確認でき、当時は1か月ないし3か月ごとに集金人に現年度納付していたとする申立人の陳述に明らかな不合理はみられない。

次に、申立期間①についてみると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和41年6月1日に払い出されていることが払出簿の記録から確認できる。この場合、この期間のうち、41年3月以前については過年度期間となり市の集金

人に納付することはできない。また、仮に手続時点で^{そきゅう}遡及可能分の保険料を納付し、その後1か月ないし3か月ごとに現年度納付を行ったとすると、^{そきゅう}遡及納付後の納付期間は2年度にまたがることになり、行政機関がこれほど長期にわたって事務的過誤を繰り返すことは考え難い。

さらに、申立人は加入手続時の状況及び保険料納付開始時の納付期間、納付金額等に関する記憶が定かでないほか、この期間について、保険料納付をうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和45年1月から同年3月までの期間及び50年10月から同年12月までの期間の保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和41年4月から42年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年4月から45年6月まで

母が私の国民年金の加入手続きを行い、保険料も3か月ごと集金人に支払ってくれていた。A市の記録では、上記期間が納付済みとなっているが、社会保険庁の記録では、納付した保険料が還付されたことになっている。私は、還付金を受け取った記憶は無い。上記期間を国民年金の納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA市の被保険者名簿を見ると、申立期間の国民年金保険料は納付済みであり、申立人の保険料を納付したとする申立人の母親が申立期間の保険料を納付したことは間違いないものと考えられる。

また、社会保険庁の記録によると、申立人は、昭和42年5月に厚生年金保険の資格を取得しており、申立期間のうち、41年4月から42年4月までの期間は国民年金の強制加入被保険者であることが分かる。したがって、社会保険庁の記録を前提としても、事実と異なる資格喪失手続きにより還付手続きが行われたこと等が認められることから、当該期間の保険料は納付されていたものとみるのが相当である。

なお、申立人は、還付金を受け取った記憶が無いと申し立てているが、還付整理簿をみると、昭和45年11月25日付けで還付された記録が確認できる。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち昭和41年4月から42年4月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和50年4月から同年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年10月から48年12月まで
② 昭和50年4月から同年6月まで

昭和42年10月の結婚を契機に夫婦で市役所へ行き、夫婦で国民年金に加入し、1冊目の年金手帳を受け取った。この手帳には1つだけスタンプの様な領収印があった。加入後は、集金人に保険料を渡すと年金手帳の印紙検認台紙の該当月に鉛筆でチェックを入れるだけであった。48年の年末に、1冊目の年金手帳を集金人が持ち帰って返さないで、市長に会う機会を利用してその旨を告げると、翌年の1月に集金人が2冊目の年金手帳を持ってきた。2冊目の年金手帳でも、集金人に保険料を渡すとその月の欄に鉛筆でチェックを入れるだけであった。1冊目も2冊目も同じように納付したのに、1冊目の年金手帳の納付記録が未納とされていることは納得がいかない。

また、上記期間②についても、集金人は手帳に鉛筆でチェックを入れるだけだった。夫婦共に手帳のその期間の欄にチェックが入っているのに私の納付記録だけ未納とされている。夫婦二人分の保険料はいつも一緒に支払っており、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和42年10月の結婚時に夫婦で国民年金に加入し、その後の国民年金保険料は集金人に納付してきたと申し立てている。

そこで、夫婦の手帳記号番号の払出時期をみると、昭和49年5月31日に夫婦連番で払い出されていることが手帳記号番号払出簿により確認でき、申立期間のうち、46年12月以前の保険料は、制度上、納付することができなかったものと考えられる。

また、夫婦の特殊台帳をみると、夫婦共に、納付記録の始まる昭和 48 年度の欄に、51 年度に未納の催告を行ったとみられるゴム印が認められるとともに、昭和 49 年 1 月から同年 3 月までの期間の保険料が過年度による納付となっていることから、夫婦の現年度による保険料納付は同年 4 月から始まったとみるのが自然であるほか、申立人も保険料をさかのぼってまとめ払いした記憶は無いと陳述していることから、申立人が申立期間①である 48 年 12 月以前の保険料を過年度納付によってまとめ払いしたとは考えにくい。

さらに、申立人が、申立てどおり、申立期間①の保険料を現年度納付するためには、別の手帳記号番号の払出しが必要となるところ、夫婦に係る昭和 49 年 1 月以前の手帳記号番号払出簿の内容をすべて視認し、各種の氏名検索を行ったが、別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらなかった。

加えて、申立人に申立期間①の保険料を納付していたことを示す関連資料が無く、納付をうかがわせる周辺事情も見当たらなかった。

なお、申立人の所持する年金手帳をみると、申立てどおり、昭和 49 年 1 月以降の検認記録欄に鉛筆でチェックがなされていることが確認できるが、A 市では、昭和 48 年度から保険料の納付方式をそれまでの印紙検認方式から納付書納付方式に変更しているため、集金人が納付書で保険料を徴収後、確認のため納付月にチェックを入れたものと考えても不自然ではない。

また、申立人は、1 冊目の手帳の検認記録欄にもチェックがあったと申し立てているが、当時は手帳検認方式であったことから、納付があれば、印紙を貼付の上、検認記録欄に検認印が押印されていたと考えられることから、申立内容は、当時の実態と符合しない。

一方、申立期間②は 3 か月と短期間である上、申立人が一緒に納付してきたとする申立人の夫は納付済みである。

また、夫婦の年金手帳をみると、申立てどおり、申立期間②の検認記録欄には、夫婦共にチェックが記載されていることが確認できる。

さらに、夫婦の手帳記号番号払出時期も、保険料収納日が確認できる平成 6 年 4 月から 8 年 8 月までの収納日も夫婦同一日となっていること等から、申立期間②が申立人のみ未納とされているのは不自然である。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間のうち、昭和 50 年 4 月から 50 年 6 月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年1月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年1月から47年3月まで

当時は、A市にある自宅兼店舗にてB業を父と営んでおり、私の国民年金の加入手続と保険料納付は父（死去）が行っていた。

父から妻へ私の国民年金手帳が引き継がれた後の昭和50年ごろ、妻が父に私の年金手帳の検認印が抜けている事を指摘した際、父から「そこは納付書で納めている。同じところを2回納めることはない。」と言われたのを覚えている。

前後の期間が納付済みであるのに、途中の期間である上記期間が未納とされているのは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の父親が申立人の国民年金保険料を納付していたと申し立てている。

そこで、申立人の納付記録をみると、国民年金手帳記号番号が払い出された昭和40年度から国民年金被保険者の資格を喪失する直前の昭和47年10月まで、申立期間の15か月を除き、保険料をすべて現年度納付している。また、45年4月から同年9月までの保険料は、この間、国民年金手帳を紛失していた事情がうかがえるにもかかわらず、別途「国民年金手帳再交付用印紙検認記録」用紙を用いて検認されていることが確認できることから、申立人の父親の納付意識が高かったものと考えられる。

ところで、申立人は2冊の国民年金手帳を所持しており、1冊目の手帳の検認記録欄は昭和40年度に始まり45年度で終わっているが、2冊目の手帳の検認記録欄は47年度から始まっていることから、46年度が存在しないことが分かる。したがって、手帳検認方式が原則であった当時の状況において、46年

度の保険料に関しては手帳による検認ができなかったものと考えられる。

一方、申立人の所持する昭和47年4月から同年9月までの納付期間が記載された社会保険事務所の国民年金保険料領収証書をみると、現年度保険料の納付期限内である同年7月19日付けの金融機関の領収印が確認できるほか、当時のA市の広報誌等の内容から、A市では、何らかの事情がある場合には、手帳検認以外に例外的に社会保険事務所の納付書を用いて、現年度保険料を納付させる取扱いもあったことがうかがえる。申立人の父親は、このような例外的な納付形態によっても現年度納付を行っていることから、その納付意識の高さを裏付けるものとなっている。

また、申立人は、申立人の妻が、特例納付の時期であった昭和50年ごろ、申立人の父親に、手帳に検認印が押印されていない部分を指摘した際、申立人の父親が、その部分は納付書で納付していると明確に返答したとしている点、申立期間前後を通じて、申立人の父親の経営も順調であり、生活状況^{しんじやく}について特段の変化は無かったと陳述している点など、これらの点も含めて斟酌すると、昭和46年度の手帳空白期間を含む申立期間の保険料について、申立人の父親が社会保険事務所の納付書を用いて、現年度納付していたものと考えても不自然ではない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和47年10月16日から49年10月26日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を47年10月16日、資格喪失日に係る記録を49年10月26日に訂正し、47年10月から48年7月までの標準報酬月額を12万6,000円、同年8月から同年10月までの標準報酬月額を13万4,000円、同年11月から49年9月までの標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年10月から50年1月まで

私は申立期間においてA社でB業務に従事していた。子供も小さかった時期なので、よく病院に行っていたから、健康保険に加入していないことは考えられず、厚生年金保険被保険者記録が無いのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人がA社に在職していたことについては、雇用保険の記録（昭和47年10月16日に被保険者資格を取得、49年10月25日に離職）及び複数の同僚の陳述により、認められる。

また、事業所別被保険者名簿に記録がある複数の同僚からは、同社の従業員は全員正社員であり、申立人も正社員であったとの陳述が得られた。

さらに、解散時の同社代表取締役（申立期間当時の同僚）は、同社の従業員は全員正社員であり、アルバイトやパート等の臨時雇いの者はいなかった旨を陳述している上、同社の従業員全員を厚生年金保険に加入させていたことを理由に、従業員全員の給与から保険料控除を行っていた旨を陳述しているところ、申立人のみが被保険者から除外される理由は見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人がA社に勤務し、雇用保

険に記録がある昭和 47 年 10 月 16 日から 49 年 10 月 26 日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和 49 年 10 月 26 日から 50 年 1 月までの期間については、申立人は同社退職後空白無く C 社（50 年 1 月 6 日に被保険者資格を取得）に就職した旨を陳述しているが、申立人に転職を促した同僚は、申立人の転職時期についての確たる記憶が無く、このほか申立人が当該期間において事業主により厚生年金保険料を給与から控除されていたことをうかがわせる事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、昭和 47 年 10 月から 49 年 9 月までの標準報酬月額については、同職種の同僚の標準報酬月額から、47 年 10 月から 48 年 7 月までは 12 万 6,000 円、同年 8 月から同年 10 月までは 13 万 4,000 円、同年 11 月から 49 年 9 月までは 20 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、解散時の同社代表取締役（申立期間当時の同僚）は履行したとしているが、申立期間の被保険者原票の整理番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたことは考えられない上、数回にわたる算定基礎届に基づく定時決定や、資格の取得及び喪失などのいずれの機会においても社会保険事務所が申立人に係る記録の処理を誤ることは考え難いこと、加えて、厚生年金基金にも記録が残っておらず、基金と社会保険事務所が同じように処理を誤るとは考え難いことから、事業主から資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 47 年 10 月から 49 年 9 月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和20年4月1日に、資格喪失日を21年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を70円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年4月1日から21年4月1日まで

私は、昭和19年1月13日からA社でB業務に従事していたが、軍隊に入隊するため同年9月末に同社を退社し、入隊した。20年3月ごろC戦開始に備えるため、一時帰休除隊して同年4月1日から同社に復職した。その後、勤務しながら再招集を待っていたが招集されることは無く、そのまま21年3月31日まで勤務していたが、社会保険庁の記録では、当該期間の厚生年金保険被保険者記録が空白とされており納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間におけるA社での在職については、当時の同僚から、申立人は申立期間において在職していた旨の陳述が得られたことから推定できるほか、申立人は、軍隊に入隊するため昭和19年9月末にいったん退職し、一時帰休により除隊した20年4月から再び同社にB業務員として復職したと申し立てている。この事実経過の説明は、具体性があり、かつ、申立人の兵籍簿における19年*月*日にD隊入隊、20年*月*日に帰休除隊との記録と符合し、しんひょうせい信憑性も認められることから、申立人は申立期間において同社に勤務していたと認めることができる。

ところで、申立人は、同社での業務はB業務であったと申し立てているところ、同様にB業務に従事していた同僚からは、「申立人は、私と同様の業務に従事し、勤務時間、勤務形態は私を含むほかの社員と同様であり、申立人は正

社員であった。」との陳述が得られた。

また、申立人が、当時の上司、同僚であったと申し立てている工場長及び事務係の3名はいずれも申立期間における厚生年金保険の記録が確認できる。

さらに、昭和21年4月1日付けで同社に類似した名称のE社が新規適用事業所となっており、抽出調査した申立人を含む15名のうち13名は、同日付けでA社において取得した同一の厚生年金保険記号番号で、E社において被保険者資格を取得していることが確認でき、両社は何らかの関連性のある事業所であったと考えられるところ、社会保険事務所からは、A社の全喪日等の記録は無く、また、E社についても33年10月の名称変更以降の記録が無いため不明との回答があり、該当する商業登記簿も見当たらないことから明らかとするには至らなかったものの、申立人は、申立期間を含め、これら両社に継続して勤務していたと考えられる。

これらを含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

さらに、申立期間に係る標準報酬月額については、社会保険庁の昭和19年8月の記録から、70円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業所の所在地が明らかでなく、事業主の所在も不明であるほか、これを明らかとする関連資料及び周辺事情も無いものの、仮に事業主から、申立期間に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後、被保険者資格の喪失届も提出されていると考えられるところ、これらのいずれの機会においても社会保険事務所が申立人に係る記録の処理を誤ることは考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は申立人に係る昭和20年4月から21年3月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち昭和20年12月20日から21年5月1日までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社B部における資格取得日に係る記録を20年12月20日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を300円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和19年10月1日から20年5月1日まで
② 昭和20年12月20日から21年5月1日まで

私は、昭和17年3月19日にA社に就職し、途中軍需工場への出向及びCへの出征の期間はあったが、35年3月31日まで同社に在籍していた。

このことはD社の職歴証明書により明らかであり、また、上司から保険関係はすべて手続をしているという話を聞いた覚えがある。しかし、社会保険事務所の記録をみると、厚生年金保険制度が施行された昭和19年10月1日から20年5月1日までの期間及び20年12月20日から21年5月1日までの期間が厚生年金保険の未加入期間とされており納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出されたD社が発行した職歴証明書及び同僚の陳述により、申立人はA社に昭和17年3月19日から35年3月31日まで在職していたことが確認できる。

ところで、申立人の厚生年金保険加入記録をみると、申立期間②を挟んで同社本店において昭和20年12月20日に資格を喪失及びA社B部において21年5月1日に資格を取得の記録がみられることから、申立人は申立期間②において同社本店から同社本店営業部に異動したことが推定でき、同一企業内の転勤に伴う事務的過誤により申立期間②が空白期間とされたと考えられることから、申立人は申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除され

ていたと認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、昭和 21 年 5 月の被保険者名簿の記録から 300 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日及び取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間①については、申立人は昭和 19 年 11 月 13 日から 20 年 10 月まで C に出征していたと陳述しており、A 社の被保険者名簿をみると、申立人の備考欄に、戦時中軍に召集された場合に帰還するまでの間の厚生年金保険料を免除する旨の規定である「59 条該当」と記載されている。また、備考欄に同様の記載のある者が申立人を含め 15 名いるが、これらの者の同社での被保険者資格取得日は、2 名が 20 年 2 月 20 日、13 名が同年 5 月 1 日となっており、申立人が主張する 19 年 10 月 1 日を資格取得日とする者はいない。さらに、申立人の申立期間における A 社での在籍を証言している同僚も、19 年 3 月から 20 年 9 月まで出征していたと陳述しているが、同氏の同社での資格取得日も 20 年 5 月 1 日となっている。

以上のことから、何らかの理由により、事業主は申立人について昭和 20 年 5 月 1 日に厚生年金保険の加入手続を行ったと考えられ、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①に係る保険料を免除されていた、または、事業主により給与から控除されていたとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年9月から38年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年9月から38年3月まで

私は、昭和36年11月にA市の集金人から夫の分も併せて2冊の国民年金手帳を受け取ったと思う。国民年金保険料の納付は、夫の分と一緒に毎月100円から200円を集金人に納付していた。申立期間当時の領収証は、38年9月に子が生まれ、子育て等多忙であったため国民年金手帳に挟んだまま紛失した。上記期間が未納とされていることは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、集金人から申立人及びその夫の国民年金手帳を受け取り、夫婦二人分の国民年金保険料を毎月集金人に納付していたが、申立期間の国民年金保険料をまとめ払いした憶えは無いと陳述している。

そこで、申立人所持の手帳において昭和36年度及び37年度の国民年金手帳印紙検認記録欄をみると、すべて空欄となっており現年度納付が無かったことが確認できるほか、申立人所持の国民年金保険料領収証書をみても、資格を取得当初の36年4月から同年8月までの保険料は38年6月28日に過年度納付されていることから、申立人による保険料納付は、38年6月から始まったとみるのが自然である。

また、申立期間の国民年金保険料については、夫婦二人分一緒に納付していたと申し立てていることから申立人の夫の納付記録をみると、夫も申立期間中は未納とされているほか、申立人に係る特殊台帳及び市の被保険者名簿においても申立期間の納付記録は確認できない。

さらに、申立人に係る別の手帳記号番号の払い出しの可能性について、社会保険事務所において当時の手帳記号番号払出簿の内容をすべて確認したほか、各種の氏名検索を行ったが、別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわ

せる事情は見当たらなかった。

加えて、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料が無く、納付をうかがわせる周辺事情も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年1月から59年3月までの期間、62年2月及び同年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和57年1月から59年3月まで
② 昭和62年2月及び同年3月

私の申立期間①及び②の国民年金保険料は、内縁の妻が納付書を使って金融機関で納付していたのに、これらの期間が未納とされているのは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①及び②の期間の国民年金保険料について、内縁の妻が納付していたと申し立てている。

そこで、A市国民年金被保険者名簿をみると、申立人は昭和59年11月21日に国民年金への加入手続を行い、57年1月1日付けで強制加入被保険者資格を取得したとの記録になっており、この加入時点において、申立期間①の57年1月1日にさかのぼって、国民年金保険料を過年度納付することは可能であったが、申立人及びその内縁の妻は、加入手続当時のことや過去の保険料をさかのぼってまとめ払いしたことについては、記憶が定かでないと陳述している。

また、申立人の申立期間②の前後の納付記録をみると、昭和61年4月から62年1月までの期間及び62年4月から63年4月までの期間については現年度納付し、63年5月から平成元年3月までの期間については過年度納付しているところ、納付を任せていたとされる内縁の妻も同様の納付記録となっており、申立期間②に相応する期間は未納とされていることから、申立期間②については、申立人の保険料は納付されなかったとみるのが自然である。

このほか、申立期間②に係る国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年3月から50年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年3月から50年12月まで

私は、昭和37年か38年ごろに新聞で年金のことを知り、国民年金に加入し、国民年金保険料は結婚後の41年から納付してきた。納付場所は、加入当初はA市役所窓口で、その後は金融機関で納付した。妹や友人は私の勧めにより国民年金に加入したが、社会保険庁の記録では、私の方が妹や友人よりも保険料の納付開始月が遅くなっており、申立期間の保険料が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和37年か38年ごろに国民年金に加入し、41年から国民年金保険料を納付してきたと申し立てているが、国民年金手帳記号番号払出簿の記録及び前後の任意加入者の払出日から、申立人の国民年金手帳記号番号の払出日は昭和53年4月中旬であることが推定でき、この手帳記号番号によっては、申立期間の保険料を現年度納付及び過年度納付することはできない上に、特例納付したとの申立てもない。また、申立人について他の手帳記号番号が払い出されている形跡や周辺事情等は見当たらない。

さらに、申立人は、国民年金加入手続を行った場所及び昭和41年から国民年金保険料の納付を開始した当時の納付場所について、A市役所の旧庁舎か仮庁舎であったと陳述しているが、A市役所は36年*月に新庁舎が竣工しており、申立内容と符合しない。

加えて、申立人は、申立期間の国民年金保険料は、納付書により納付したと申し立てているが、A市において納付書による納付方式が採られたのは昭和48年度以降であり、47年度までは印紙検認方式であったことから、申立内容と符合しない。

このほか、申立期間の国民年金保険料を納付したことをうかがわせる事情等は見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年9月から40年5月までの期間及び41年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年9月から40年5月まで
② 昭和41年3月

私は、昭和36年12月から38年12月までA社に勤務し、続いて38年12月から40年6月まではB社に勤務した。両社ともC市D地区に事業所も厚生年金保険に未加入であったので、20歳になった昭和37年9月から40年5月までの国民年金保険料を勤務していた会社に集金に来ていた集金人に納付したが、この期間の保険料が未納とされている。

また、昭和41年3月に会社を辞めて、すぐに妻が国民年金の加入手続を行い保険料を納付したが、当該月の保険料も未納とされている。

申立期間①、②ともに保険料は月額100円であり、毎月、翌月末ぐらいに納付していたにもかかわらず未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①の国民年金保険料について、当時の勤務先に毎月来ていた集金人に納付したと申し立てているが、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和41年7月29日にC市E地区で払い出されており、この手帳記号番号によっては、38年12月以前の保険料は特例納付によってしか納付できず、39年1月以降の保険料は過年度保険料となるため、毎月集金人に支払ったとする申立内容と符合しない。また、申立人の住所を管轄する社会保険事務所の調査によっても、申立人について他の手帳記号番号が払い出された事情等は見当たらなかった。

さらに、申立人がC市D地区に住民登録を移した時期は、戸籍の附票により昭和39年8月31日であることが確認できるため、同年7月以前の保険料については同市の勤務先において納付することはできず、申立人はその当時、

国民年金手帳を所持していたかどうかよく覚えていないとしている。

次に、申立期間②の保険料についても、昭和 41 年 7 月 29 日払出しの手帳記号番号によっては過年度納付となり、市役所での納付はできない上に、申立人は当該期間の保険料を納付したかどうかについてはよく覚えていないとしている。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年12月から50年12月までの期間及び52年4月から53年3月までの期間に係る国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年12月から50年12月まで
② 昭和52年4月から53年3月まで

私は、昭和44年に国民年金の加入手続をしたが、保険料は納付していなかった。昭和53年10月ごろにA市役所の担当職員から、それまでの保険料が未納となっているため、60歳になるまでに年金受給資格を満たすことができないが、今なら過去の未納分の保険料をさかのぼって納付することができると言われ、未納となっていた保険料を一括して納付した。納付額は20万円くらいで、市役所で払い込んだと思う。

また、申立期間②については、社会保険庁の記録では申請免除期間とされているが、私は免除申請をした覚えは無く、当該期間の保険料を毎月、金融機関の窓口で払い込んだと思う。

以上の事情にもかかわらず、申立期間①の保険料が未納とされ、申立期間②が全額免除期間とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和53年10月ごろに、それまで未納となっていた保険料を特例納付により一括して納付したと申し立てしているところ、A市の国民年金被保険者名簿の検認記録には、第3回特例納付実施期間中であった53年10月21日に、申立期間より前の36年4月から44年11月までの104か月分の保険料を特例納付し、51年1月から52年3月までの15か月分の保険料を過年度納付した記録がみられ、保険料が未納となっていた期間のうち申立期間①を除く期間について、一括して保険料が納付されたことが確認できる。この時の納付金額を試算すると、特例納付額と過年度納付額を合わせて約43万円となり、さ

らに申立期間①の保険料を第3回特例納付期間中に納付した場合の納付額とを合わせると約72万円となるが、申立人は、昭和53年10月ごろに納付した保険料額は20万円くらいであったと申し立てており、納付すべき金額とは相当な開きがある。このほか、申立人が申立期間①の保険料を含めて納付したことをうかがわせる周辺事情等は見当たらなかった。

また、申立人の60歳までの保険料納付済み期間と免除期間を合わせた期間は、ちょうど年金受給資格期間である300か月と一致することから、申立人は、市役所の年金担当課に相談した結果に基づき、その時点から60歳までの保険料を完納したとしても年金受給資格期間を満たさないため、不足する期間分のみを特例納付及び過年度納付したと考えるのが相当である。

次に、申立人は、申立期間②の全額免除期間については、免除申請をした覚えが無く、保険料を納付したと申し立てているが、A市の国民年金被保険者名簿の検認記録をみると、昭和52年度及び53年度に免除申請をした記録がみられ、申立人は昭和53年10月にA市からB市に転居していることを考え合わせると、53年度については、いったんA市で免除申請手続を行った後にB市で追納したものと考えられる。このため、申立人が両年度の免除申請手続に関与していないとすれば、社会保険事務所及び市役所が2年連続して事務的過誤を犯したこととなり、通常考え難い上に、申立人が申立期間②の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情等は見当たらなかった。

また、申立人は昭和53年10月に保険料をさかのぼって特例納付するまでは、36年4月以降の保険料は未納状態であったために、市役所からの免除勧奨を受けて申立人が免除申請をしたと考えるのが相当である。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年9月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年9月から51年3月まで

私は、昭和41年9月に国民年金に加入し、その後、市役所から送られてくる請求書により国民年金保険料を金融機関で支払った。当時、小遣いを2万円ぐらいもらっており、保険料は年払いで1,500円から3,000円ぐらいであったが、自分で納付した。

昭和56年ごろに市役所窓口で保険料の納付記録を尋ねた際、最初から入っているとされたので安心していましたが、申立期間の保険料が未納とされており納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は昭和41年9月に国民年金の加入手続を行うと共に、申立期間の保険料を年払いにより納付したと申し立てているが、国民年金手帳記号番号払出簿により申立人の手帳記号番号は51年5月に払い出されていることが確認でき、この手帳記号番号によっては申立期間のうち48年12月以前の保険料は特例納付によってしか納付できず、49年1月から51年3月までの保険料は過年度保険料となるが、当時は特例納付実施時期ではなく、申立人からはさかのぼって保険料を納付したとの申立てもない。このほか申立人について他の手帳記号番号が払い出された形跡や事情等は見当たらず、申立人も41年9月に受け取ったとする国民年金手帳を所持しておらず、手帳の受取りを巡る記憶も曖昧である。

また、申立人は申立期間の保険料を市役所からの請求書により納付したと申し立てているが、A市の現年度保険料の納付方法は申立期間のうち昭和48年3月までは印紙検認方式であり、申立内容と符合しない。

さらに、申立人は申立期間の保険料額を年額1,500円から3,000円ぐらいで

あったと申し立てているが、申立期間後半の昭和 45 年 7 月以降の保険料は年額 5,400 円から 1 万 3,200 円であり、申立金額と実際の保険料額との間に相当の開きがある。

加えて、申立人の申立期間の保険料納付に関する記憶は曖昧^{あいまい}であり、申立人から保険料納付を巡る事情等を汲み取ろうとしても納付をうかがわせる周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年11月から52年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年11月から52年11月まで

私は昭和50年11月に結婚したが、当時夫はA業で生活が不安定であったため、将来のために私が夫と同じ時期にB市役所で国民年金の加入手続をした。

その後B市役所から送られてきた納付書により、毎月自宅に来ていた金融機関の職員に夫婦二人分の国民年金保険料を納付した。

しかし、申立期間の保険料が未納とされており納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、結婚直後の昭和50年11月にB市役所において夫と共に国民年金の加入手続を行い、申立期間の保険料について夫婦二人分を納付したと申し立てているところ、申立人の夫については、51年1月24日にB市で国民年金手帳記号番号が払い出され、申立期間の保険料は納付済みとなっている。

しかしながら、国民年金手帳記号番号払出簿により、申立人の手帳記号番号は昭和53年1月5日にC市において払い出されていることが確認でき、この記号番号によっては、申立期間のうち50年11月及び同年12月分の保険料は制度上納付できず、51年1月から52年11月までの保険料は過年度納付によってしか納付できないが、申立人は保険料をさかのぼって一括して納付した覚えは無いと陳述している。

また、申立人は申立期間の保険料について、毎月自宅に来る金融機関の職員に市役所から送付された納付書により納付していたと陳述しているが、B市役所では、納付書による金融機関での納付制度は昭和51年度より実施しているとしており、申立期間のうち昭和50年11月から51年3月までは金融機関での納付は制度上できず、申立内容と符合しない。

さらに申立人は、昭和 50 年 11 月に B 市で加入手続をしたことは覚えているが、夫婦二人分の年金手帳の交付を受けたことについては覚えが無いと陳述している。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情等は見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年1月から38年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年1月から38年3月まで

私の国民年金の加入手続は、父母のどちらかがしてくれ、昭和36年4月から38年3月分までの国民年金保険料は、母（死亡、以下同じ。）が当時住んでいたA市で納付してくれたと思う。

この時の私の国民年金手帳については、昭和49年ごろに両親が転居する際に私の妻が母から手渡され、その際に私の保険料を支払っていたと母が話していたと、妻からそれぞれ聞いた。

納付したと聞いている期間のうち、年金手帳には検認印が昭和36年4月から同年12月までの9か月分しか押印されていないが、36年度から38年度までの年金手帳の検認記録欄の片側のページが割印されて切り取られている。母が、私の保険料が未納であることを確認してもらうためだけに、この右側のページを切り取ってもらったとは考えられず、私の保険料を納付するために市役所などに行ってくれていたと思う。

このため、昭和37年1月から38年3月までの間が未納とされているのは納得がいかない。同期間について記録を納付済みに訂正して欲しい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を申立人の母が納付していたからこそ、申立人の国民年金手帳の印紙検認台紙が割印されて切り取られているのであって、保険料の未納を確認するためにわざわざ母がA市内の市役所などに出向くことは考えられないと申し立てている。

しかしながら、市町村（又は集金人）は制度上、国民年金手帳を用いて印紙検認による保険料収納を行っていた当時、保険料が納付された場合、国民年金手帳の印紙検認台紙（右項）の当該納付月欄に国民年金印紙を貼付し、検認印

による印紙の消し込みを行うとともに、検認記録欄（左項）の当該納付月欄に検認印を押すとともに、年度経過後は保険料の納付がなくても印紙検認台紙欄を切り取って回収する取扱いを行うこととされていたところ、A市においても、申立期間当時、国民年金保険料の収納に当たって、上述の取扱いを行っていたとしている。

また、申立人の国民年金手帳の検認記録欄には、昭和36年4月から同年12月分の保険料が納付されたことを示す37年2月23日付けの検認印が押印されているが、その後の申立期間についての検認印は押されていない。

さらに、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料納付に関与しておらず、申立人と連番で国民年金手帳記号番号が払い出され、申立期間当時、申立人の母と同居していたとされる申立人の弟についても、申立期間の保険料は未納である。

この他、申立人の申立期間に係る保険料が納付されていたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、保険料納付をうかがわせる周辺事情も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年11月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年11月から40年3月まで

私は、結婚した昭和41年2月ごろ、A市役所へ国民健康保険の手続に行った際、窓口において国民年金の加入手続もしてくださいと言われたので、私と夫の二人の国民年金の加入手続を行った。

その時、窓口の担当者から、さかのぼって国民年金保険料を納められると聞き、昭和37年11月から40年3月までの保険料を現金で納付し、手書きの領収書ももらったことを覚えている。

それなのに、昭和37年11月から40年3月までの間が未納とされており、納付できない。必ず支払っているのに納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和41年2月ごろ、A市役所で国民年金の加入手続を行ったとしているところ、国民年金手帳記号番号払出簿により、申立人の国民年金手帳記号番号の払出時期が昭和41年2月ごろであることが確認でき、申立人の陳述と符合する。

しかし、この手帳記号番号によると、申立期間の一部期間については、制度上、既に納付することができない期間となる。

また、申立人は、加入手続の際、その場で昭和37年11月から40年3月までの国民年金保険料を納付したとしているところ、当時、A市では過年度保険料の収納は行っていなかったとしており、申立人の陳述とは符合しない。

さらに、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらなかった。

このほかに、申立人の申立期間に係る保険料が納付されていたことを示す資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、保険料納付をうかがわせる周辺事情も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年4月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年4月から49年3月まで

私は、昭和41年からA市の自宅に妻と住んでいるが、私の住民票だけは、29年に結婚してから平成16年までの間、以前住んでいたB市の妻の実家に置いていた。

このため、私の国民年金保険料は、C業を営んでいた義父がずっと支払ってくれていたと思う。

義父は私の保険料をすべて支払っているはずなので、申立期間について納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を申立人の義父が申立人に代わって納付していたと思うとしているところ、自身は国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、申立期間に係る申立人の保険料を納付していたとされる義父及びその義父と同居していたとされる義弟も既に死亡し、義弟の妻からも具体的な証言は得られず、申立期間当時の保険料の納付状況等は不明である。

このほか、義父が申立人の保険料を納付していたこと示す関連資料（家計簿、確定申告書の控え等）は無く、申立人の申立期間に係る保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年3月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年3月から52年3月まで

私は、将来のことを考え、昭和39年3月のA業の開業と同時期に国民年金に加入した。

地区の責任者の奥さんが毎月集金に来ており、保険料は当時1か月100円だった。

年金手帳等は、自宅の災害のため証拠となるものは無いが、保険料を支払っていたことは間違い無いので、未納とされていることに納得いかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和39年3月に国民年金に加入し、以後、集金により国民年金保険料を納付してきたと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金への加入状況をみると、国民年金手帳記号番号の払出日は、昭和52年7月11日であることが社会保険庁の記録から確認できる。この場合、申立期間のうち39年3月から50年3月までの期間については、制度上国民年金保険料を納付することはできない。

また、申立期間のうち、昭和50年4月から52年3月までの期間は、過年度納付が可能な期間であるが、申立人は、毎月集金人に納付しておりさかのぼって納付したことは無いと陳述している。

このため、別の手帳に基づいて納付した可能性について、B市及び社会保険庁が保有する被保険者記録等の旧姓を含む氏名の別読み検索等を行ったが、その存在をうかがわせる事情は見当たらなかった。

さらに、申立人は、国民年金への加入手続時の状況及び国民年金手帳に関する記憶が曖昧である。

このほか、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付したことをうか

がわせる周辺事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名：男
基礎年金番号：
生年月日：昭和16年生
住所：

2 申立内容の要旨

申立期間：昭和36年4月から46年3月

児童手当についての詳細を聞きにA市役所に出向いた際に国民年金の加入手続をしたと思う。そのときに過去の未納分をさかのぼって納付できると聞き、夫婦二人分で8万円ぐらいの保険料を納付したように思う。

納付した時期は昭和46年か47年ごろだったと思うが、納付方法や納付場所は正確には覚えていない。領収書は受けとったような気もするがはっきりとは覚えていない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和46年又は47年ごろに夫婦二人分の未納の保険料をさかのぼって一括納付したと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金手帳をみると、昭和46年12月21日に発行されていることが確認でき、この場合、申立期間については特例納付を含む過年度納付によることとなり、社会保険事務所又は国庫金取扱金融機関で納付することとなるが、申立人は市役所で納付したと陳述している。

また、申立人の国民年金に加入した時期、契機や保険料の納付時期など陳述内容は変遷している上、納付方法など申立人の納付をめぐる記憶は曖昧であり、当初申立人がさかのぼって納付したと陳述していた昭和44年6月ごろは特例納付の実施時期ではない。

さらに、別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性を確認するために、住所地を管轄する社会保険事務所において、国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査を行い、また、氏名の別読みによる検索を行ったが、別の国民年金手帳記号番号の存在をうかがわせる事情は見当たらなかった。

このほか、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年3月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年3月から41年3月まで

私の昭和36年4月から41年1月までの国民年金保険料は、当時勤務していた会社の給料から天引きされA国民年金組合で納めていました。

A国民年金組合に年金手帳を預けていたので納付されているはずですが、

保険料を納付していたという証拠は以前に持っていた年金手帳です。表紙の色が現在持っている手帳よりも赤みがかっていたことを覚えており、その手帳さえ見つければ証明できる。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和36年4月から41年1月までの国民年金保険料はA国民年金組合で納付していたと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金手帳記号番号の払出日をみると、昭和41年6月1日であるため、払出日からすると申立期間のうち、37年3月から39年3月までの期間の国民年金保険料は制度上納付することができない。

ところで、申立人は申立期間の国民年金保険料をA国民年金組合に納付していたとするところ、同組合の設立は昭和41年の秋であり、また、同組合の収納を担当していたB社会保険事務所による第一回目の検認日は42年2月24日であるため、申立期間の保険料を同組合で納付していたとする申立人の陳述とは矛盾する。

また、申立人の所持する国民年金手帳の印紙検認記録欄をみると、昭和41年4月から同年12月までの期間については、42年2月24日付けのB社会保険事務所による検認の押印が確認でき、これはA国民年金組合に対するB社会保険事務所の第一回目の検認日と符合する。

さらに、申立人はA国民年金組合を昭和41年1月に脱退したとしているが、

申立人の所持する同組合から発出された「国民年金手帳の返送について」によると、申立人が同組合を脱退したのは45年7月とされており、申立人の国民年金手帳においても、B社会保険事務所による最後の検認日は同年同月22日となっている。

加えて、別の手帳記号番号による納付の可能性について、手帳記号番号払出簿の縦覧検索を行うとともに氏名の別読み検索等を行ったが、別の手帳記号番号の存在をうかがわせる事情等は見当たらなかった。

このほか、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年1月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年1月から41年3月まで

私の昭和39年1月から41年1月までの国民年金保険料は当時勤務していた会社の給料から天引きされA国民年金組合で納めていました。

A国民年金組合に年金手帳を預けていたので納付されているはずです。

保険料を納付していたという証拠は以前に持っていた年金手帳です。表紙の色が現在持っている手帳よりも赤みがかっていたことを覚えており、その手帳さえ見つければ証明できる。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和39年1月から41年1月までの国民年金保険料はA国民年金組合で納付していたと申し立てている。

そこで、A国民年金組合の設立についてみると、同組合の設立は昭和41年の秋であり、また、同組合の収納を担当していたB社会保険事務所による第一回目の検認日は42年2月24日であるため、申立期間の保険料を同組合で納付していたとする申立人の陳述は矛盾する。

また、申立人の所持する国民年金手帳の印紙検認記録欄をみると、昭和41年4月から同年12月までの期間については、42年2月24日付けのB社会保険事務所による検認の押印が確認でき、これはA国民年金組合に対するB社会保険事務所の第一回目の検認日と符合する。

さらに、申立人はA国民年金組合を昭和41年1月に脱退したとしているが、申立人の所持する同組合から発出された「国民年金手帳の返送について」によると、申立人が同組合を脱退したのは45年7月とされており、申立人の国民年金手帳においても、B社会保険事務所による最後の検認日は同年同月22日となっている。

加えて、別の手帳記号番号による納付の可能性について、手帳記号番号払出簿の縦覧検索を行うとともに氏名の別読み検索等を行ったが、別の手帳記号番号の存在をうかがわせる事情等は見当たらなかった。

このほか、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

大阪国民年金 事案 1366

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年1月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年1月から61年3月まで
私は、平成19年7月5日に収納記録を確認したところ、昭和49年1月から61年3月までの期間が未加入及び未納とされていた。
夫が私の国民年金保険料を納付してくれていたと思うので納付済みと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

昭和49年7月に結婚した申立人の夫は、36年7月から平成14年4月までの間、共済年金保険に加入していたことから、申立人は、申立期間のうち、結婚前の49年1月から同年6月までの期間を除き61年4月に第3号被保険者となるまでの間は、任意加入被保険者となる。

そこで、申立人の国民年金加入記録をみると、申立人所持の年金手帳、市の被保険者名簿、社会保険庁の記録のいずれにおいても、昭和61年4月に第3号被保険者として国民年金に加入していることが確認できることから、申立期間は任意加入期間となり、任意加入の場合にはさかのぼって加入することができないため、制度上、この国民年金手帳記号番号によっては、申立期間に係る保険料を納付することはできない。

また、申立人は国民年金への加入手続、国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の夫は療養中であるため、当時の国民年金の加入状況、保険料の納付等が不明である。

さらに、別の手帳記号番号による納付の可能性について、氏名の別読み検索を行ったが、別の手帳記号番号の存在をうかがわせる事情は見当たらなかった。

このほか、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年6月から50年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年6月から50年3月

社会保険庁の記録によると、昭和48年6月から50年3月までの期間の国民年金保険料22か月分が未納とされていることに納得できない。

昭和47年11月結婚し、夫と共に納付していた。3か月に一回、A市役所に行き、金額は覚えていないが、私が夫婦二人分を納めていたので、自分の分だけが未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金の加入時期をみると、昭和50年6月16日であることがA市の被保険者名簿により確認でき、加入時点において、申立期間の保険料は過年度納付が可能であることが分かる。

一方、申立人の夫の国民年金手帳記号番号の払出時期をみると、昭和47年11月17日であることが、同手帳記号番号払出簿により確認でき、申立人の国民年金加入時期と大きく相違していることから、申立人が47年11月から50年3月までの期間、申立人が夫婦二人分の保険料を現年度納付することはできない。

また、申立人の夫の収納記録をみると、申立期間と重なる昭和48年6月から50年3月までの期間の保険料を現年度納付していることが確認でき、過年度納付しかできない申立人と一緒に保険料納付することはできない。

さらに、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された可能性について調査したが、申立人の記録は見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成6年7月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年7月

私は、平成6年7月26日から同年7月31日までのたった6日の国民年金被保険者期間で国民年金保険料の請求が来るのかという強い印象があるため、申立期間の保険料を納付書で納付した記憶がある。申立期間が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成6年7月26日に厚生年金保険適用事業所を退職し、同年8月1日に別の厚生年金保険適用事業所に就職するまでの間の国民年金保険料を納付したと申し立てている。

そこで、申立人の年金記録をみると、申立期間は年金未加入期間と記録されており、A市の被保険者名簿をみると、平成6年7月に国民年金被保険者資格を取得し、同年8月に資格を喪失した記録が存在しないことが分かる。

また、A市は、申立人が厚生年金保険を脱退したことが分からない以上、一方的に国民年金保険料の納付書を申立人に送りつけることはありえないと説明しており、申立人自身も加入手続を行った記憶が無いと陳述していることから、同市は申立期間の納付書を発行していないと考えることが自然である。

さらに、申立人は、納付書の色や形、金額について記憶しておらず、このほか申立期間の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の、昭和36年4月から43年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から43年3月まで

私は、昭和36年冬、国民年金の始まりにつき隣組で寄り合いがあり、一人、月100円の集金は持ち回りにして全員納付を目指すことで決定しました。我が家では、両親、私及び妻の四人で加入することになりました。父は、A県で病気療養中だったため私たち夫婦が四人分を納付していました。未納とされているのは納得いきません。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和36年2月に国民年金保険に両親及び妻と共に加入し、36年4月から申立人が居住する地区の納付組織で毎月4人分の保険料を納付していたと申し立てている。

そこで、申立人家族の国民年金手帳記号番号の払出時期をみると、4人連番で昭和42年7月に払い出されていることが同手帳記号番号払出簿により確認でき、払出時点において、申立期間のうち、36年4月から39年12月までの期間は制度上納付することができず、40年1月から43年3月までの期間の保険料は過年度納付が可能であるが、申立人は過去の未納の保険料を過年度納付した記憶が無いと陳述しており、申立内容と符合しない。

また、申立人の両親の納付記録をみると、国民年金制度が発足した昭和36年4月から60歳に到達した50年(父)及び51年(母)までの国民年金加入期間の保険料をすべて納付している事が分かる。このことについて、社会保険事務所では、既に特殊台帳を破棄しており正確な状況は分からないが、第2回の特例納付実施時期(49年1月から50年12月まで)に36年4月までさかのぼって特例納付したものであるとの見解を示しており、申立人夫婦が両親と別居した48年6月以降に特例納付したと考える事が相当である。

さらに、申立期間の保険料を納付するためには別の国民年金手帳記号番号が必要であるが、申立人に別の手帳記号番号が払い出された可能性について調査したが申立人の記録は見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の、昭和36年4月から43年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から43年3月まで

私は、昭和36年冬、国民年金の始まりにつき隣組で寄り合いがあり、一人、月100円の集金は持ち回りにして全員納付を目指すことで決定しました。我が家では、義父母、夫及び私の四人で加入することになりました。義父は、A県で療養中だったため私たち夫婦が四人分納付していました。未納とされているのは納得いきません。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和36年2月に国民年金に両親及び夫と共に加入し、36年4月から申立人が居住する地区の納付組織で毎月4人分の保険料を納付していたと申し立てている。

そこで、申立人家族の国民年金手帳記号番号の払出時期をみると、4人連番で昭和42年7月に払い出されていることが同手帳記号番号払出簿により確認でき、払出時点において、申立期間のうち、36年4月から39年12月までの期間は制度上納付することができず、40年1月から43年3月までの期間の保険料は過年度納付が可能であるが、申立人は過去の未納の保険料を過年度納付した記憶が無いと陳述しており、申立内容と符合しない。

また、申立人の両親の納付記録をみると、国民年金制度が発足した昭和36年4月から60歳に到達した50年（義父）及び51年（義母）までの国民年金加入期間の保険料をすべて納付していることが分かる。このことについて、社会保険事務所では、既に特殊台帳を廃棄しており正確な状況は分からないが、第2回の特例納付実施時期（49年1月から50年12月まで）に36年4月までさかのぼって特例納付したものであるとの見解を示しており、申立人夫婦が両親と別居した48年6月以降に特例納付したと考える事が相当である。

さらに、申立期間の保険料を納付するためには別の国民年金手帳記号番号が必要であるが、申立人に別の手帳記号番号が払い出された可能性について調査したが申立人の記録は見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成10年10月及び平成11年7月から同12年2月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成10年10月
② 平成11年7月から12年2月まで

当時同居していた両親から、国民年金には必ず加入するように言われていた。申立期間①、②について、会社を退職後、市役所で国民健康保険加入手続きを行った際、国民年金の加入もするよう勧められたので加入した。申立期間②の時期はアルバイトをして、毎月末に現金で9万円ほどの給与をもらい、それとは別に保険料として2万円ほどをもらっていた。毎月、約9,000円の国民健康保険料と約1万3,000円の国民年金保険料を支払って、残金の一部を預貯金していた。2種類の納付書を持って行って支払ったことをはっきり記憶しているので、この8ヵ月分は確実に支払ったと断言できる。国のすることに間違いは無いと信じていたから結婚前に領収書を処分してしまった。会社のすることには間違いもあると思って、給与明細は今でも保管している。わずかな期間ではあるが、間違いなく納付したので、未納とされているのは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社を退職した平成10年10月にA市役所で、国民年金の加入手続きを行って同年同月分の保険料を納付書で支払い、翌11月に再度会社に就職し、その会社を退職した11年7月に再び市で国民年金の加入手続きを行い、同年同月分から毎月保険料を納付書で支払っていたと申し立てている。

そこで、A市の国民年金被保険者名簿及び国民健康保険加入記録を調査したところ、申立期間①については国民年金、国民健康保険ともに、申立人が加入手続きをとった形跡がみられず、申立内容と符合しない。一方、申立期間②については、平成11年7月に国民年金に加入し、その際、市が国民年金保険料

の納付書を発行していることが、同市の被保険者名簿により確認でき、申立内容と符合していることが分かる。

しかし、市に保管されている国民年金保険料領収済通知書のうち申立期間にかかるおよそ6万枚を調査したが、申立人の通知書は見当たらず、また申立人は給与を預貯金した日に国民年金保険料を納付したと陳述していることから日付の確認できる同預貯金日以降2週間程度の国民年金保険料領収済通知書を調査しても、申立人の通知書は見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年9月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年9月から41年3月まで

昭和37年9月に、私のために、母が当時自宅に来ていた集金人を通じて国民年金の加入手続きをしてくれたと思う。

私が20歳になったころから、母、兄及び私の国民年金保険料3人分と一緒に、集金人に手帳の印紙検認記録欄に検認印を押してもらって母が納付していたのを兄が見ていたと聞いている。

申立期間につき、未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和37年9月以降、母親が申立人、申立人の兄及び母親自身の国民年金保険料を集金人に納付していたと申し立てている。

そこで、社会保険事務所の国民年金手帳記号払出簿をみると、申立人の同手帳記号番号は、昭和41年度にA市役所が実施した特別勧奨により職権で払い出されていることが確認でき、申立期間のうち、昭和37年9月から38年12月までの保険料は制度上納付することができないが、39年1月から41年3月までの保険料は過年度納付が可能であることが分かる。

しかし、申立人及び兄は、申立人の過去の未納の保険料を集金以外の方法で母親がまとめて納付したと聞いた記憶も自ら納付した記憶も無いと陳述しており、申立内容と符合しない。

また、市の被保険者名簿の納付記録をみると、申立人の兄は、昭和41年度の保険料を3か月ごとに納付していることが確認できるが、申立人は、41年度の保険料を昭和42年2月18日に一括納付していることが確認でき、申立人の母親が3人分の保険料を併せて集金人に納付していたとする申立内容と符合しない。

さらに、申立人が、申立期間の保険料を集金の方法により現年度納付するためには、別の手帳記号番号が払い出されている必要があるが、申立人に別の手帳記号番号が払い出された可能性について調査したところ、申立人の記録は見当たらなかった。

加えて、申立人は国民年金加入手続及び保険料納付に直接関与しておらず、ほかに納付をうかがわせる周辺事情も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年6月から60年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年6月から60年3月まで

国民年金には母が加入手続をして、結婚までは母が国民年金保険料を納付してきた。結婚後は、私が社会保険事務所で国民年金保険料を前納していた。社会保険庁の記録では、昭和56年6月に被保険者資格を喪失したとされているが、資格喪失の手続を行ったことは無いし、60年4月に資格取得の手続を行ったことも無い。

昭和56年6月から60年3月までの期間を納付済みと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和56年6月に任意加入被保険者資格の喪失手続を行ったことは無いとしているところ、申立人の特殊台帳をみると、56年6月の納付記録欄に「喪失申出」と押印されていることが確認できる上、市が保管している申立人の被保険者名簿にも資格を喪失したのが56年6月5日であることが記録されている。

このことから、申立期間は未加入期間であったと考えるのが自然であり、制度上、未加入期間は国民年金保険料を納付することができない上、申立期間は3年10か月と長期であり、市では、任意加入被保険者資格を喪失した者にはその翌年度以降において納付書を発行することは無いとしている。

このほか、申立人が、申立期間において、保険料を納付していたことを示す関連資料や周辺事情は見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年4月から同年6月までの期間及び43年3月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年4月から同年6月まで
② 昭和43年3月から47年3月まで

私は、昭和41年9月ごろの離職した際に、国民年金の加入手続を行った。申立期間当時、国民年金保険料は市からほぼ毎月集金に来る集金人に妻が納付していたと思う。

それにもかかわらず、申立期間が未納とされており納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和47年3月に払い出されていることが手帳記号番号払出簿により確認でき、この払出し時期においては、申立期間①の国民年金保険料は、制度上、納付することはできないことから、申立期間①の保険料を納付するためには別の手帳記号番号が必要となる。

しかし、別の手帳記号番号の払出しの有無について、申立期間①に係る国民年金手帳記号番号払出簿の内容調査及び氏名検索による確認を行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらなかった。

また、申立人は市職員が集金に自宅を訪問したと陳述しているところ、当該市では、当時においては集金人制度が無く、市の窓口で保険料を収納する方法を行っていたとしており、申立人の陳述とは符合しない上、申立人が保管する国民年金手帳の印紙貼付台帳には印紙が貼付されておらず、検認記録欄にも検認印が押されていないことが確認できる。

申立期間②については、申立人は市職員が毎月集金に訪れ、申立人の妻が申

立人夫婦二人分の保険料を納付したと陳述しているところ、当該市では、当時における集金は市の取扱いでは原則3か月に一度の集金であるとしている上、申立人が所持する年金手帳の印紙検認記録欄から納付頻度は、申立期間後において、3か月分などを一度にまとめて納付していることが確認でき、申立人の陳述とは符合しない。

また、申立期間①及び②に申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料は無く、申立人の保険料が納付されたことをうかがわせる周辺事情も見当たらなかった。

さらに、申立期間①及び②の保険料について、納付時期、保険料額等に関する申立人の記憶や陳述には曖昧さや矛盾があり、納付に関する具体的な陳述は得られない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年2月から41年3月までの期間及び42年4月から45年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年2月から41年3月まで
② 昭和42年4月から45年3月まで

申立期間の国民年金保険料については、母が私の分と併せて二人分の保険料を自宅に来ていた集金人に納付していた記憶がある。母の保険料が納付されているのであれば、私の保険料も納付されているはずなので納得できない。申立期間の未納記録を納付済みに訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を申立人の母親が納付していたところ、その母親が、申立人の保険料を納付していたことを示す関連資料は無く、申立人自身が保険料の納付に関与していないため、国民年金の加入及び保険料納付の状況等は不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和46年1月6日以降に払い出され、申立人は第1号被保険者資格を38年2月15日にさかのぼって取得していることが国民年金手帳記号番号払出簿により確認できる。

さらに、この国民年金手帳記号番号払出日である昭和46年1月においては、申立期間の国民年金保険料は現年度納付することができず、また43年9月30日以前の保険料は制度上、過年度納付することもできない。

加えて、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されている可能性について、国民年金手帳記号番号払出簿の内容確認や複数の氏名別読み検索などを行ったが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されている事情は見当たらなかった。

なお、申立期間は延べ6年2か月間と長期間である。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年2月から49年1月までの期間及び同年5月から56年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年2月から49年1月まで
② 昭和49年5月から56年3月まで

昭和44年2月、自宅を訪れた女性から国民年金の加入勧奨があったので、母が市役所において私の国民年金の加入手続をした。その後、国民年金保険料については、母が、金融機関で納付していた。

ところが、申立期間が未納とされており納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和44年2月ごろに、申立人の母が市役所で申立人の国民年金加入手続を行ったとしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は56年6月ごろに払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿により確認され、申立人の陳述とは符合しない。

また、この国民年金手帳記号番号払出日においては、申立期間の国民年金保険料を現年度納付することはできず、また、昭和53年12月以前の国民年金保険料は制度上、過年度納付することもできず、申立人に別の手帳記号番号が払い出されている可能性について、手帳記号番号払出簿の内容確認や複数の氏名別読み検索などを行ったが、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらなかった。

さらに、申立期間①については、申立人の住んでいたA市においては、金融機関で国民年金保険料の納付が可能になったのは昭和49年6月以降であり、それ以前は集金人による徴収であったことが確認されたが、これは、加入当初から金融機関で納付し集金人は来たことが無いとする申立人の陳述と符合しない。

加えて、申立人自身は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、詳細は不明であり、ほかに申立期間①及び②の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年4月から同年12月までの期間及び53年4月から55年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和52年4月から同年12月まで
② 昭和53年4月から55年3月まで

私は、結婚後しばらくは国民年金に加入していなかったが、40歳から65歳まで25年間保険料を納めようとずっと思っていたので、40歳の誕生日を迎えた前後ぐらいにA市役所で自分が国民年金の加入手続をした。

国民年金保険料については、以前から国民年金に加入していた夫の分と併せて昭和52年4月から1年間ぐらいは集金人に納付し、その後は金融機関の外交員に保険料の納付を依頼していた。

その当時の保険料領収書は無いが、40歳から加入したので、未納には全然できない状態と私も分かっていたので、必ず保険料を納めているはずなので、申立期間①及び②について納付済みと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は40歳の前後ぐらいに国民年金加入手続を行ったとしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和55年6月13日に払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿により確認できる。

また、この国民年金手帳記号番号払出日においては、申立期間の国民年金保険料は現年度納付することができない上、昭和52年12月以前の保険料は制度上、過年度納付することもできない。

さらに、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されている可能性について、国民年金手帳記号番号払出簿の内容確認や、複数の氏名別読み検索などを行ったが、別の手帳記号番号が払い出されている事情は見当たらなかった。

加えて、申立期間について、保険料を納付していたことを示す関連資料は無く、ほかに、申立期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらなかった。

このほか、申立期間は計2年9か月と比較的長期間である。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年12月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年12月から53年3月まで

私は、会社を退職後の昭和48年1月ごろに、退職時に会社から渡された厚生年金保険被保険者証を持参の上、A市役所において国民年金の加入手続を行った。当時実家で生活していたものの無職だったこともあり、母から生活費等をもっており、国民年金保険料はその中から工面し金融機関の窓口又は外交員を通じて納付していた。納付後、市役所から納付済みのはがきが届いていたが、その後、納付済みのはがきは送付しないとの通知があった。

昭和48年以降のある時期に、「厚生年金保険に加入するまでの期間の国民年金が未納になっているが、今納付すれば年金は満額受給可能。」との通知が来て、その期間については支払っていないことは記憶しているが、それ以外の期間については、「未納だから納付するように」という通知は一度も来ていないので納付済みとされているものと思っていた。

今回のように未納が64か月でその納付事実が確認できないのはどうしても納得ができない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社退職後の昭和48年1月に国民年金加入手続を行い、国民年金保険料については、金融機関の窓口か、外交員を利用し納付していたとしているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、53年6月13日に払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿により確認できる。

また、この国民年金手帳記号番号払出日においては、申立期間の保険料は現年度納付することができない上、昭和50年12月以前の保険料は制度上、過年度納付することもできない。

さらに、申立人に別の手帳記号番号が払い出されている可能性について、国

民年金手帳記号番号払出簿の内容確認や複数の氏名別読み検索などを行ったが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらなかった。

加えて、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料は無く、ほかに、申立期間における保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

このほか、申立期間は64か月と長期間である上、申立期間以外にも11か月にわたる未加入期間がある。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年8月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年8月から53年3月まで

私の国民年金の加入手続は母が行い、国民年金保険料も自治会の集金人に母が納付していた。12か月分の印鑑を押すところがあり、納付の度に押印してもらっていた。20歳からの最初の8か月分が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付を申立人の母親が行っていたとしており、申立人自身は関与していないため、詳細は不明である。

また、申立人は、その母親が、申立人の国民年金加入手続を行ったのは、申立人が20歳の時であるとしているが、申立人が現在所持している2冊の年金手帳をみると、1冊（国民年金手帳記号番号5653-198811）が昭和56年1月にA社会保険事務所管内のB市で、もう1冊（国民年金手帳記号番号4173-380500）が62年にC社会保険事務所管内のD市で払い出されたものであることが確認でき、かつ、この2つの手帳記号番号は後に62年に払い出された手帳記号番号（国民年金手帳記号番号4173-380500）に統合されていることが社会保険庁の記録により確認できる。

さらに、申立人は、B市で払い出された手帳記号番号において、昭和52年8月2日にさかのぼって被保険者資格を取得しているが、この2冊のうち、先に払い出された手帳記号番号払出日においては、申立期間の保険料の一部は、時効により保険料を納付することができない。

加えて、昭和53年4月から55年3月までの24か月の保険料は、国民年金加入直後の56年1月14日に過年度納付されていることが、申立人の所持する保険料領収証及び社会保険庁の記録の双方から確認され、申立人の「母親

が現年度納付していた。」との陳述とは符合しない。

このほか、申立期間において、申立人の母親が、申立人の国民年金の加入
手続及び保険料を納付していたことを示す関連資料は無い上、申立期間の保
険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金
保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成2年4月から3年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年4月から3年3月まで

申立期間当時、私は学生であったが、母親が平成4年5月に滞納していた2年間分（2年4月から4年3月まで）の国民年金保険料として20万円余りを納付してくれた記憶がある。申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。（申立人の母親による代理申立て）

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の母親が平成4年5月に未納とされていた2年間分（2年4月から4年3月まで）の国民年金保険料として20万円余りを過年度納付してくれたと申し立てしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は4年5月7日に払い出されており、当時の2年間分の国民年金保険料額は20万8,800円であり、申立内容と符合する。

しかしながら、申立人の保有する国民年金手帳及び社会保険庁の記録をみると、申立人の国民年金被保険者資格取得日は平成3年4月1日とされており、申立期間は国民年金未加入期間となるため、保険料を過年度納付することができない。また、申立人は、申立期間当時学生であり、20歳以上の学生が国民年金の強制適用となったのは3年4月1日からであることから、申立人の手帳記号番号が払い出された時点では、申立期間は任意加入期間であったため、国民年金被保険者資格は3年4月1日までしかさかのぼることができない。

さらに、氏名の別読み検索などを行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されている記録は見当たらなかった。

加えて、申立人は、国民年金加入手続及び保険料納付に全く関与しておらず、申立人が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年1月から42年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年1月から42年3月まで

私は、昭和37年7月に結婚した後に国民年金に加入した。国民年金保険料の納付については、義父母と同居している間は、義父に頼まれて、私が夫婦二人分の保険料を納付し、38年に義父母と別居して以降は、私が夫婦二人分の保険料を納付してきた。納付場所は、市役所又は金融機関であった。

以上の事情にかかわらず、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人及びその夫の国民年金保険料納付記録をみると、昭和37年4月から同年12月までの期間及び38年4月から同年12月までの期間の保険料について、申立人分は平成19年6月22日付けで、申立人の夫分は20年2月15日付けで納付済みに記録訂正されていることが確認でき、行政側の記録管理において事務的過誤が存在したことがうかがわれる。

しかしながら、申立人は、申立期間に係る国民年金保険料を夫婦二人分一緒に納付したと申し立てているが、申立人の夫の納付記録をみても、申立期間の保険料は未納とされている。

また、申立人は、申立期間の保険料納付方法について、年金手帳は必要なく領収書をもらっていたと申し立てているが、A市における申立期間の保険料収納方法は印紙検認方式であり、申立内容は当時の制度状況に合致しない。

さらに、各種調査を行ったが申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されている記録は見当たらないほか、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年4月から52年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年4月から52年1月まで

昭和38年4月にA市に転居してから、国民年金保険料を支払い始めたにもかかわらず、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることは納付できない。48年以前の保険料納付についてはよく覚えていないが、49年以降は集金人が来ていたので何か月分かの保険料をまとめて納付していた。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和38年4月にA市に転居してから、国民年金保険料を支払い始めたと申し立てているが、申立人の国民年金手帳記号番号は49年5月11日に払い出されており、この手帳記号番号によっては、申立期間のうち、49年3月以前の国民年金保険料は現年度納付することができず、また、38年4月から46年12月までの保険料は、制度上過年度納付することもできない。

さらに、国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査及び氏名の別読み検索を行ったが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されている記録は見当たらなかった。

加えて、申立人の申立期間に係る国民年金保険料の納付に関する記憶は曖昧であり、申立人から保険料納付を行った事情等を汲み取ろうとしても新たな事情等を見いだすことはできず、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成13年5月及び14年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成13年5月
② 平成14年3月

私は、平成13年5月に会社を退職し、同年6月22日にA市役所に出向き、14年3月までの国民年金保険料の申請免除申請を行った。

全額免除期間とされている最初の1か月（申立期間①）に関しては、平成13年6月に申請を行ったにもかかわらず、同年5月にさかのぼって免除期間とされていることは納付できない。また、全額免除期間とされている最後の1か月（申立期間②）に関しては、14年3月に申請免除の取消申請を行ったので、全額免除期間とされていることは納付できない。申立期間の2か月分の保険料は納付したはずである。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、厚生年金保険被保険者と国民年金被保険者の切替申請をすべての確に行っており、保険料の未納期間は無い。

また、申立人は、申立期間①について、平成13年6月に申請免除の申請を行ったにもかかわらず、同年5月にさかのぼって免除期間とされていることは納付できないと申し立てしているところ、A市の国民年金オンラインシステム及び社会保険庁の記録をみると、申立人は同年6月22日に申請免除の申請を行っていることが確認できる。

しかしながら、当時、申請免除の指定期間は申請した日の前月から免除を受けることが可能であり、申立人の場合、会社を退職した平成13年5月分からの申請を行ったと考えるのが相当であり、申立人もこの1か月分の保険料納付に関する具体的な記憶はみられない。

また、申立人は、申立期間②について、平成14年3月に申請免除の取消手

続を行ったので、免除期間とされていることは納得できないと申し立てているが、A市の国民年金オンラインシステムの記録を見ると、申立人が全額免除期間の取消手続を行ったという記録は確認できない。

さらに、申立人は、申請免除手続に関して平成14年3月と記載されている自筆メモを保有しているが、その内容についての陳述内容が変わってきており、申請免除の取消手続を行ったのか、又は更新手続に関するものだったのかに関する記憶も曖昧である。

加えて、申立人は、全額免除期間について追納した具体的な記憶も無いことから、申立人から保険料を納付した事情を汲み取ろうとしても新たな事情等は見いだすことができなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年1月から44年12月までの期間及び45年1月から50年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年1月から44年12月まで
② 昭和45年1月から50年6月まで

昭和38年1月から44年12月までの保険料は、国民年金に加入した時に、納付時期、納付場所及び納付金額は覚えていないが、母親がさかのぼって一括納付してくれた。また、45年1月から50年6月までの分は私が集金人に納めていた。集金人は女性だったと思うが、納めた金額は覚えていない。しかし、申立期間の保険料は納めた記憶があるので、未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①については、納付時期、納付場所及び納付金額は覚えていないが、母親がさかのぼって保険料を一括して納付し、申立期間②については自分で集金人に納めたと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金の加入時期をみると、昭和50年7月12日付けで任意加入したことが市の被保険者名簿及び社会保険庁の特殊台帳から確認できる。任意加入の場合、さかのぼって加入することができないため、制度上、この国民年金手帳記号番号によっては、申立期間①及び②に係る国民年金保険料を納付することはできない。

また、申立人の加入時期は特例納付期間に当たっているが、申立期間①については未加入期間のため、制度上、保険料を特例納付することはできず、母親がさかのぼって一括して納付したとする申立人の陳述とは符合しない。

さらに、別の国民年金手帳による納付の可能性を確認するために、社会保険事務所において国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査を行い、旧姓を含め氏

名の別読みによる検索を行ったが、別の国民年金手帳記号番号の存在をうかがわせる事情は見当たらなかった。

加えて、申立人は申立期間①に係る保険料納付に直接関与しておらず、加入手続や申立期間②に係る保険料納付をめぐる記憶が定かではないほか、保険料納付をうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から42年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から42年12月まで

妻が、義父から特例納付のことを聞き、加入と納付の手続を妻の分と併せてA市役所で、昭和43年から44年ごろまでに行った。申立期間の保険料は、加入手続の時に一括して支払った。

妻は、市役所には何度も国民年金保険料が納付済みであることの確認に行っている。一度目は長男が大学に進学する時（昭和62年ごろ）か、20才になって国民年金加入通知が来たが、まだ大学生のため国民年金保険料の納付を止める手続を行いにいった時（平成元年ごろ）。二度目は、私が厚生年金保険加入の際に妻が3号に加入手続に行った時（平成3年ごろ）。その時に市役所は私たちの国民年金保険料の未納は無いと答えた。

自分では、妻の分も含めて満額納付していると思っており、未納の記録は納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の保険料について、国民年金加入手続きの時に、妻の分も併せて一括してA市役所にて支払ったと申し立てている。

そこで、申立人の年金手帳発行日を見ると、申立人の所持する年金手帳から昭和43年2月26日に発行されていることが確認できる。この場合、申立期間のうち、昭和36年4月から41年1月までの間の保険料は、特例納付でなければ納付できない期間に当たっているが、特例納付が実施されたのは、申立人の国民年金加入時より2年以上後の45年7月からであり、この間の保険料を国民年金加入時に納付することはできない。また、申立人の妻が、義父から特例納付のことを聞いて国民年金に加入したとする陳述とも符合しない。

また、申立期間のうち、昭和41年2月から42年3月までの間の保険料は、

過年度納付の必要があるが、市では、過年度納付の取扱いを行っておらず、市役所で納付したとする陳述とは符合しない。

さらに、昭和42年4月から同年12月までの間の保険料は、現年度納付となるが、申立人の所持する年金手帳を見ると、保険料納付の際押印されるべき検認印がみられない。一方、申立期間に続く43年1月分及び同年2月分の検認記録欄には手帳発行日と同日付けの検認印が確認され、仮に申立期間の納付があれば、その取扱いの相違に疑問を持たなかったことに不自然さは否めない。

加えて、別の記号番号による納付の可能性を確認するため、別読みを含めた氏名検索を行うも、その存在をうかがわせる事情が見られなかったほか、申立期間の保険料納付をうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から39年1月までの期間及び昭和39年8月から42年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から39年1月まで
② 昭和39年8月から42年12月まで

私が、父から特例納付のことを聞き、加入と納付の手続きを夫の分と併せてA市役所で、昭和43年から44年ごろまでに行った。申立期間の保険料は、加入手続の時に一括して支払った。

私は、市役所には何度も国民年金保険料が納付済みであることの確認に行っている。一度目は長男が大学に進学する時（昭和62年ごろ）か、20才になり国民年金加入通知が来たが、まだ大学生のため国民年金保険料の納付を止める手続を行いにいった時（平成元年ごろ）。二度目は、夫が厚生年金加入の際に私が3号に加入手続に行った時（平成3年ごろ）。その時に市役所は私たちの国民年金保険の未納は無いと答えた。

自分では、夫の分も含め満額納付していると思っており、未納の記録は納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の保険料について、国民年金加入手続のときに、夫の分も併せて一括してA市役所にて支払ったと申し立てている。

そこで、申立人の年金手帳発行日を見ると、申立人の所持する年金手帳から昭和43年2月26日に発行されていることが確認できる。この場合、申立期間①及び申立期間②のうち、39年8月から40年12月までの間の保険料は、特例納付でなければ納付できない期間に当たっているが、特例納付が実施されたのは、申立人の国民年金加入時より2年以上後の45年7月からであり、この間の保険料を国民年金加入時に納付することはできない。申立人が、父から特

例納付のことを聞いて国民年金に加入したとする陳述とも符合しない。

また、申立期間②のうち昭和41年1月から42年3月までの間の保険料は、過年度納付の必要があるが、市では、過年度納付の取扱いを行っておらず、市役所で納付したとする陳述とは符合しない。

さらに、昭和42年4月から同年12月までの間の保険料は、現年度納付となるが、申立人の所持する年金手帳を見ると、保険料納付の際押印されるべき検認印がみられない。一方、申立期間に続く43年1月及び同年2月分の検認記録欄には手帳発行日と同日付けの検認印が確認され、仮に申立期間の納付があれば、その取扱いの相違に疑問を持たなかったことに不自然さは否めない。

加えて、別の記号番号による納付の可能性を確認するため、別読みを含めた氏名検索を行うも、その存在をうかがわせる事情が見られなかったほか、申立期間の保険料納付をうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年5月から58年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年5月から58年9月まで

昭和53年5月から58年9月までの間の国民年金保険料納付記録について照会申出書を提出したところ、納付事実が確認できなかったとの回答をもらった。

当時、父の経営する個人事業所に勤めており、役所の職員が毎月集金にきて納めていた。父が、父、母、兄及び私の四人分の保険料を支払っていた。

申立期間について、三人は納付済みとなっているのに、私の分のみ未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和53年5月から58年9月までの間の国民年金保険料について、申立人の父親が家族の保険料と併せて、毎月、集金人に支払っていたと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金加入時期をみると、直前の任意加入者の資格取得日（昭和59年8月4日）及び申立人の手帳記号番号払出日（同年10月11日）から、59年8月から同年10月までの間になされたものと推定できる。この場合、申立期間の保険料を、毎月、集金人に支払ったとする陳述とは符合しない。

また、この時点においては、申立期間のうち、昭和53年5月から57年6月までの間の保険料は時効の到来により、制度上、納付できない期間となっているほか、57年7月から58年9月までの間の保険料を納付するには過年度納付の手続が必要であるが、市では過年度納付の手続を取り扱っておらず、この点においても集金人に支払ったとする陳述とは符合しない。

さらに、別の年金手帳による納付の可能性を確認するため、手帳記号番号払出簿の縦覧検索及び類似した氏名を含む氏名検索を行うも、その存在をうかが

わせる事情は見当たらなかったほか、申立期間について納付を裏付けるそのほかの周辺事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から37年11月までの期間に係る国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和36年4月から37年11月まで

親に勧められて、将来のためにと昭和36年4月に姉と一緒に年金に加入しました。父親が私たち姉妹の加入手続を行い、毎月の100円ぐらいの掛金を地域役員さんに一緒に支払ってくれました。当時の役員さんは帳面をもってきていましたが領収書はもらっていません。婚姻前の申立期間を、当時在住していた市町村に問い合わせたところ加入していないと回答をもらいましたが納得ができません。

第3 委員会の判断の理由

申立人の最初の資格取得日を見ると、社会保険庁の電算記録及び本人所持の手帳において、昭和41年6月10日であることが確認できる。この場合、申立期間は未加入期間となるため、この手帳記号番号によっては、制度上、保険料の納付ができない期間になっている。

また、申立人の加入手続時期を見ると、昭和41年6月7日にA市において手帳記号番号の払出しを受けていることが払出簿から確認できる。この場合、払出時点では、申立期間の保険料は時効の成立により、既に納付できない期間になっている。

そこで、別の年金手帳による納付の可能性を確認するため、申立期間当時の住所地を管轄する社会保険事務所において払出簿の調査をしたところ、昭和36年3月23日に申立人の姉と連番でいったんは別の手帳記号番号の払出しを受けていたものの、申立人については、「取消」の扱いがなされた形跡が認められる。この点については、社会保険庁の記録上、この手帳記号番号が欠番となっていること、及び当時の住所地であるB市において、加入手続を行った場合に作成されるべき被保険者名簿が不存在であることと整合しており、いった

ん払い出されたものの、納付が無いまま何らかの事情により取消処理されたと考えるのが自然である。

さらに、申立人の姉の納付記録をみると、申立期間のうち、昭和 37 年 6 月以前については未納の記録となっており、加入手続後は、申立人の父親が、毎月、姉妹分の保険料を納付していたとする申立人の陳述とは符合しない。

加えて、申立人本人は、加入手続や保険料納付に直接関与していないほか、申立期間について保険料納付をうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年9月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年9月から49年3月まで

昭和41年9月ごろに市役所の方が自宅にいられて、国民年金の手続きをして加入しました。当時は、集金人に来ていただき、印紙のような物を貼って、妻が私の分の保険料を含めて定期的に納付しました。当時の保険料額は500円ぐらいで支払えない金額ではなかったと思いますので、未納とされていることに納得ができません。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の保険料については、申立人の妻が申立人の保険料と併せて、たぶん定期的に印紙を貼って集金人に納付してきたはずであると申し立てている。

そこで、申立人夫婦の加入手続時期をみると、前後の任意加入者の資格取得日から昭和46年11月になされたものと推定でき、その際、夫婦連番で手帳記号番号を取得している。また、この点については、申立人夫婦が所持する当時の年金手帳の印紙検認記録欄が昭和46年度分から作成されていることと符合している。この場合、申立期間のうち、44年9月以前については、時効により、既に保険料が納付できない期間となっている。

また、この加入手続時点から昭和44年10月までは過年度納付が可能であったものの、申立期間の保険料を現年度納付したとする申立人の陳述とは符合しない。

さらに、申立人夫婦が所持する年金手帳をみると、印紙検認方式であった昭和46年度及び47年度の印紙検認記録欄に保険料納付の際に押印されるべき検認印が認められないのみならず、台紙欄には印紙が貼付されていない。

加えて、別の年金手帳による納付の可能性を確認するために、別読みを含

む氏名検索を行ったがその存在をうかがわせる事情は見当たらなかったほか、申立期間の保険料納付をうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年2月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年2月から49年3月

たぶん毎月だったと思うが、集金人の方に来ていただき、印紙を貼^はって保険料450円を支払った記憶があります。夫の保険料を併せて一緒に支払^はってきました。今となつては印紙を貼^はった手帳がありませんが、結婚してから約7年間も未納とされていることは考えられないし、夫婦共にA市の記録が無いことに納得ができません。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の保険料については、申立人が夫の保険料と併せて、たぶん定期的に印紙を貼^はって集金人に納付してきたはずであると申し立てている。

そこで、申立人の加入手続時期をみると、前後の任意加入者の資格取得日から、昭和46年11月になされたものと推定でき、その際、夫婦連番で手帳記号番号を取得している。この点については、申立人夫婦が所持する当時の手帳の印紙検認記録欄が昭和46年度分から作成されていることと符合している。この場合、申立期間のうち、44年9月以前については、時効により、保険料の納付ができない期間となっている。

また、この加入手続時点から昭和44年10月までは過年度納付が可能であったものの、申立期間の保険料を現年度納付したとする申立人の陳述とは符合しない。

さらに、申立人夫婦が所持する年金手帳をみると、印紙検認方式であった昭和46年度及び47年度の印紙検認印記録欄に保険料納付の際に押印されるべき検認印が認められないのみならず、台紙欄には印紙が貼^{ちようふ}付されていない。

加えて、別の年金手帳による納付の可能性を確認するために、旧姓を含め

た氏名検索を行ったがその存在をうかがわせる事情は見当たらなかったほか、申立期間の保険料納付をうかがわせる周辺事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年2月から50年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年2月から50年12月まで

私が会社を退職した昭和47年2月から、妻が夫婦二人分の国民年金保険料と一緒に納付してきた。当初、保険料の金額は一人当たり1,000円未満であり、安いと感じた記憶がある。保険料は自動払いでも、集金人にでもなく、納付書によって金融機関で納めていた。昭和51年1月以降すべて納付済みとなっているのに、上記期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の妻が昭和47年2月から夫婦の国民年金保険料と一緒に納付してきたと申し立てている。

そこで、申立人夫婦の手帳記号番号払出時期を調査すると、昭和53年3月10日に夫婦連番で払い出されていることが手帳記号番号払出簿によって確認でき、申立期間の保険料は、制度上、納付することができなかったものと考えられる。また、同年7月から特例納付が可能であったが、申立人の妻は、特例納付の記憶は無いと陳述している。

一方、手帳記号番号払出時点において、申立人は36歳であり、厚生年金保険の被保険者期間を市役所窓口で正確に把握できなかった当時の状況から、以後60歳まで納付しても年金受給資格期間である25年を確保できない可能性も懸念されたところ、その時点で過年度納付が可能であった昭和51年1月から52年3月までの保険料を過年度納付していることが、特殊台帳の記録から確認できる。

また、申立人の妻が申立期間の国民年金保険料を現年度で納付するためには、別の手帳記号番号の払出しが必要であるが、手帳記号番号払出簿の内容をすべて視認するとともに、各種氏名検索を行ったが、別の手帳記号番号が払い出さ

れたことをうかがわせる事情は見当たらなかった。

さらに、申立人夫婦に申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料が無く、納付をうかがわせる周辺事情も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年2月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年2月から52年3月まで

夫が会社を退職した昭和47年2月から、私が夫婦二人分の国民年金保険料を一緒に納付してきた。当初、保険料の金額は一人当たり1,000円未満であり、安いと感じた記憶がある。保険料は自動払いでも、集金人にでもなく、納付書によって金融機関で納めていた。また、夫は、昭和51年1月から52年3月まで納付済みとなっているのに、私は、その期間も含めて未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和47年2月から申立人夫婦の国民年金保険料を一緒に納付してきたと申し立てている。

そこで、申立人夫婦の手帳記号番号払出時期を調査すると、昭和53年3月10日に夫婦連番で払い出されていることが手帳記号番号払出簿によって確認でき、申立期間のうち、50年12月以前の保険料は、制度上、納付することができなかったものと考えられる。また、同年7月から特例納付が可能であったが、申立人は、特例納付の記憶は無いと陳述している。

一方、手帳記号番号払出時点において、申立人の夫は36歳であり、厚生年金保険の被保険者期間を市役所窓口で正確に把握できなかった当時の状況から、以後60歳まで納付しても年金受給資格期間である25年を確保できない可能性も懸念されたところ、その時点で過年度納付が可能であった昭和51年1月から52年3月までの保険料を過年度納付していることが、申立人の夫の特殊台帳の記録から確認できる。

しかし、申立人は当時31歳であり、60歳まで29年あることから、過年度保険料を納付しなくても年金受給資格期間を確保することができる状況であ

ったと考えられ、申立人の特殊台帳をみても、当該期間について納付を行った記録は確認できなかった。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を現年度で納付するためには、別の手帳記号番号の払出しが必要であるが、手帳記号番号払出簿の内容をすべて視認するとともに、各種氏名検索を行ったが、別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらなかった。

さらに、申立人夫婦に申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料が無く、納付をうかがわせる周辺事情も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から40年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から40年5月まで

私は、昭和36年当時、A市において自宅兼店舗で両親と同居し、父が経営するB社に勤務していた。父は他界しているが、母に聞くと私の国民年金は父が加入し、保険料も納付していた。昭和36年4月から毎月だったと思うが市役所の方が自宅兼店舗に集金に来ていた。その後、40年6月1日からは、父の店を法人化したため、私も厚生年金保険に加入した。

両親共に昭和36年4月から保険料納付記録があるのに息子の私だけが未納とされていることは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の父親が、申立人の国民年金の加入手続きを行い、保険料も納付していたとし、申立人の両親は、申立期間について納付済みであると申し立てている。

そこで、申立人の両親の手帳記号番号払出時期をみると、昭和36年6月26日に連番で払い出されていることが手帳記号番号払出簿により確認でき、共に申立期間の保険料は納付済みである。

しかしながら、申立人について社会保険庁の記録をみると、厚生年金保険被保険者の資格期間のみであり、国民年金被保険者の資格を取得した記録が見当たらないことから、申立期間は、公的年金未加入期間であり、国民年金保険料を納付することができなかったものと考えられる。また、当時、申立人と同居していたとする申立人の妹についても、申立人と同様であり、申立期間に相当する期間は、公的年金未加入期間となっている。

また、申立人の両親が、申立期間の保険料を納付するためには、申立人に係る国民年金手帳記号番号の払出しが必要であるところ、手帳記号番号払出簿の

内容をすべて視認し、各種氏名検索を行ったが、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらなかった。

さらに、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与していないほか、申立人に申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料が無く、納付をうかがわせる周辺事情も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年10月から59年3月までの期間及び59年10月から60年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立内容の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和57年10月から59年3月まで
② 昭和59年10月から60年3月まで

国民年金保険料は、夫が金融機関窓口で夫婦二人分を一緒に納付してきた。具体的な納付状況は、夫が納付していたため分からないが、遅れながらもある程度まとめて納付していたようである。納付書は郵送されてきており、サイズはB5の3分の1ぐらいで、薄い黄色だったと記憶している。領収書を受け取ったのは覚えているが、領収書などは現在何も残っていない。

上記期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の夫が夫婦二人分の国民年金保険料を、遅れながらもある程度まとめて金融機関窓口で納付してきたと申し立てている。

そこで、夫婦の特殊台帳をみると、夫婦共に「56催」及び「58催」のゴム印が確認でき、社会保険事務所から未納の催告が行われたことが分かる。さらに、夫婦共に、当初、申立期間①の開始月である昭和57年10月から申立期間②の最終月である60年3月までの2年6か月間が連続して未納であったところ、後年度において59年4月から同年9月までの保険料を過年度納付したことが社会保険庁の記録により確認できることから、当時、申立人の夫に、保険料を安定して納付できない何らかの事情があったことがうかがえる。

また、申立人は納付に直接関与しておらず、夫婦の保険料を納付してきたとする申立人の夫は既に死亡し、当時の具体的な納付状況等は不明である。

さらに、申立人に申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料が無く、納付をうかがわせる周辺事情も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年10月から48年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年10月から48年12月まで

昭和42年10月の結婚を契機に夫婦で市役所へ行き、夫婦で国民年金に加入し、1冊目の年金手帳を受け取った。この手帳には1つだけスタンプの様な領収印があった。加入後は、集金人に保険料を渡すと年金手帳の印紙検認台紙の該当月に鉛筆でチェックを入れるだけであった。昭和48年の年末に、1冊目の年金手帳を集金人が持ち帰って返さないで、市長に会う機会を利用してその旨を告げると、翌年の1月に集金人が2冊目の年金手帳を持ってきた。2冊目の年金手帳でも、集金人に保険料を渡すとその月の欄に鉛筆でチェックを入れるだけであった。1冊目も2冊目も同じように納付したのに、1冊目の年金手帳の納付記録が未納となっていることは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和42年10月の結婚時に夫婦で国民年金に加入し、その後の国民年金保険料は集金人に納付してきたと申し立てている。

そこで、夫婦の手帳記号番号の払出時期をみると、昭和49年5月31日に夫婦連番で払い出されていることが手帳記号番号払出簿により確認でき、申立期間のうち、46年12月以前の保険料は、制度上、納付することができなかったものと考えられる。

また、夫婦の特殊台帳をみると、夫婦共に、納付記録の始まる昭和48年度の欄に、51年度に未納の催告を行ったとみられるゴム印が認められるとともに、昭和49年1月から同年3月までの期間の保険料が過年度による納付となっていることから、申立人夫婦の現年度による保険料納付は同年4月から始まったとみるのが自然であるほか、申立人も保険料をさかのぼってまとめ払いした記憶は無いと陳述していることから、申立人が48年12月以前の保

険料を過年度によってまとめ払いしたとは考えにくい。

さらに、申立人が、申立てどおり、申立期間の保険料を現年度納付するためには、別の手帳記号番号の払出しが必要となるところ、夫婦に係る昭和49年1月以前の手帳記号番号払出簿の内容をすべて視認し、各種の氏名検索を行ったが、別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらなかった。

加えて、申立人に申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料が無く、納付をうかがわせる周辺事情も見当たらなかった。

なお、申立人の所持する年金手帳をみると、申立てどおり、昭和49年1月以降の検認記録欄に鉛筆でチェックがなされていることが確認できるが、A市では、昭和48年度から保険料の納付方式をそれまでの印紙検認方式から納付書納付方式に変更しているため、集金人が納付書で保険料を徴収後、確認のため納付月にチェックを入れたものと考えても不自然ではない。

また、申立人は、1冊目の手帳の検認記録欄にもチェックがあったと申し立てているが、当時は手帳検認方式であったことから、納付があれば、印紙を貼付の上、検認記録欄に検認印が押されていたと考えられることから、申立内容は、当時の実態と符合しない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年10月から56年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年10月から56年3月まで

私は、将来、A業を開く予定であったので、厚生年金保険に加入することはないと考えており、大学の2回生のころ、昭和51年10月に、B市役所に出向き、年金課で国民年金の加入手続を行い、国民年金手帳の交付を受けた。

また、国民年金保険料は、口座振替手続を行って金融機関の口座から納付するようにし、昭和60年5月に結婚してD市に転居するまで、同じ納付方法で納付してきたのに、未納期間があることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和51年10月に国民年金の加入手続を行ったと申し立てているが、B市の被保険者名簿をみると、56年3月2日に新規取得手続を行い、同年6月1日に口座振替手続を行ったことが確認できる。この時点において、申立期間の大半の保険料は、市で徴収できない過年度保険料であったものと考えられるが、申立人は、口座振替にて納付していたとの記憶はあるが、過年度保険料をさかのぼってまとめ払いした記憶は無いと陳述している。

また、申立人が申立期間の保険料を現年度納付するためには、別の手帳記号番号が払い出されている必要があるが、手帳記号番号払出簿の内容をすべて視認し、各種氏名検索を行ったが、別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらなかった。

さらに、申立人に申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料が無く、納付をうかがわせる周辺事情も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 3 月から 50 年 5 月までの間での約半年間
私は、昭和 49 年 3 月ごろから 50 年 5 月ごろまでの期間のうち、約半年間を A 社で勤務していた。私は、会社に勤務するに当たり、必ず社会保険に加入するようにしていたのに、その期間が未加入とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の A 社での在籍については、当時社会保険事務を担当していた同僚から、在職期間は特定できないものの、その当時、申立人が同社に勤務していたことは間違いない旨の陳述を得たことから、推認できる。

一方、上記同僚からは、申立期間当時は自分が社会保険の手続を行っており、同社での社会保険への加入については、従業員の希望により未加入であった者も多かったこと、また、パートや正社員などの雇用形態ごとに取扱いに差異があった旨の陳述が得られた。

他方、申立人は、同社での労働条件について、アルバイトであったかもしれないが、朝から夕方まで正社員と同じ時間、事務職として勤務していたと陳述している。

しかし、社会保険庁の記録について各種の氏名検索を行ったが、申立期間に係る申立人の記録は見当たらず、また、申立期間当時の同社の事業所別被保険者名簿の健康保険証の番号に欠番は無く、社会保険庁の記録が失われたとは認められない。

このほか、申立人が申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者

として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年から 58 年まで

私は、A社に入社後1か月で、A社とB社の両事業主の話し合いにより、昭和56年から58年までB社で勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の加入記録が無いことに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、当初、A社に勤務していたが、その後、B社に移籍したと申し立てているところ、申立人の申立期間当時の雇用保険の記録をみると、B社において昭和52年1月5日に資格を取得、53年7月20日に離職と記録されており、申立人の在職期間は申立てにある56年から58年までではなく、当該雇用保険の記録にある期間であったと考えられる。

また、申立人の年金記録をみると、申立人は昭和41年10月1日から55年12月21日までの期間は父親の経営するC社において厚生年金保険の被保険者期間となっていることが確認でき、この期間は上記雇用保険の記録において申立人がB社において被保険者記録のある期間と重複している。このことにつき、申立人は、C社では朝8時から夕方5時まで勤務していたとする一方、B社においても朝7時から夕方5時まで勤務していたと陳述しており、同時期に二つの会社で常勤の従業員として勤務していたこととなり、合理的説明がつかない状況が認められる。

なお、A社の当時の会長夫人からは「申立人の在職していた時期は特定できないものの、申立人は当社でずっと勤務しており、B社に移籍した事実は無く、当社においてB社担当であったということである。」旨の回答が得られたものの、当時の事情を明らかとするような具体的な陳述は得られなかった。

一方、国民年金手帳記号番号払出簿をみると、申立人の手帳記号番号は昭

和 56 年 3 月 30 日に払い出され、国民年金保険料の収納記録によると、申立人は、申立期間と重なる 56 年 4 月から 58 年 3 月までの国民年金保険料を納付していることが確認でき、当時、市区町村の国民年金担当課では、厚生年金保険の加入記録は把握していなかったことから、申立人又はその親族が、その当時、申立人が厚生年金保険に未加入であることを了知した上で国民年金への加入手続を行い、55 年 12 月 21 日を強制加入被保険者資格取得日と申告したものと考えられる。

なお、申立人の各種読み方と生年月日の組合わせによる氏名検索を行ったが、申立期間において申立人の該当する記録は見当たらなかった。

このほか、申立人が申立期間において事業主により厚生年金保険料を給与から控除されていたことをうかがわせる事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①、⑥及び⑦について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。また、申立期間②、③、④及び⑤について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 32 年 3 月から同年 8 月 1 日まで
② 昭和 33 年 5 月から同年 9 月まで
③ 昭和 33 年 10 月 31 日から同年 11 月 15 日まで
④ 昭和 34 年 1 月 30 日から同年 4 月 13 日まで
⑤ 昭和 34 年 8 月 30 日から 35 年 4 月まで
⑥ 昭和 40 年 11 月 3 日から 41 年 2 月 1 日まで
⑦ 昭和 47 年 12 月 21 日から 49 年 6 月 3 日まで

私は、A社に昭和 32 年 3 月から同年 8 月 25 日まで勤務していたにもかかわらず、申立期間①の期間の厚生年金保険の加入記録が無いことに納得がいかない。また、B社のC船でD員として 33 年 5 月から 35 年 4 月まで勤務していたにもかかわらず、申立期間②、③、④及び⑤の期間の船員保険の加入記録が無いことに納得がいかない。さらに、E社に 40 年 11 月 3 日から 50 年 6 月 25 日まで勤務していたにもかかわらず、申立期間⑥及び⑦の期間の厚生年金保険の加入記録が無いことに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間①におけるA社での在職については、在職期間は特定できないものの、同僚の陳述から推定できる。

一方、申立人は、保険料を控除されていたか否かについては、控除されていたと思うと陳述しているものの、具体的な金額等については覚えていないと陳述しており、また、申立人が同僚であったと申し立てている同僚からは、申立人の在職期間や雇用形態等については覚えていないとの陳述が得られたほか、

事業所からも、申立人の在籍、届出、保険料控除等については関連資料が無い
ため不明であるとの回答であった。

また、事業所別被保険者名簿をみると、資格の喪失に伴い健康保険証を返納
したことを表す「証返」の押印が確認できるほか、申立人は当時健康保険証を
所持していたか否かについても覚えていないと陳述している。

さらに、申立人の各種読み方と生年月日の組み合わせによる氏名検索を行っ
たが、申立期間①において該当する記録は見当たらなかった。

このほか、申立人が申立期間①において事業主により厚生年金保険料を給与
から控除されていたことをうかがわせる事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者
として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されて
いたと認めることはできない。

次に、申立期間②、③、④及び⑤の期間におけるB社での在職については、
申立人は、これらの申立期間中はずっとC船のD員として雇い入れられていた
と申し立てているところ、申立人は当時の船員手帳を紛失し所持していないた
め、当該手帳において申立期間に係る雇入年月日、雇入期間、雇止事由、雇止
年月日等を確認することはできず、また、船員保険被保険者名簿との突合もで
きなかつたものの、船員保険被保険者名簿をみると、申立人の資格の取得日及
び資格の喪失日の記録は社会保険庁の年金記録と一致していることが確認で
きる。

また、申立人が同じC船で一緒に働いていたと申し立てている同僚からは、
漁労期間は年に3回から4回あり、船員保険にはその期間だけ加入することにな
っていたとの陳述が得られ、このことは、当該事業所の他の漁船で漁師をし
ており被保険者資格のある同僚から、魚種によって漁労期間は区々となってお
り、当時は漁期だけ船員保険に加入していたと陳述していることと符合してい
るほか、ほかの同僚の記録をみても数か月単位で資格の取得と資格の喪失を繰
り返していることが確認でき、当時は漁労期間ごとに短期間の雇入れ、雇止め
が繰り返されていたことがうかがわれる。

さらに、申立人は保険料控除については、控除されていたと思うが、その金
額等については覚えていないと陳述しており、当該事業所は平成11年4月8
日に全喪しており、後継の事業主からは「当時の事業主は故人となっており、
関連資料も残っていないため、当時の在籍、雇入期間、資格得喪手続等につい
ては不明である」との回答があった。

加えて、申立人の各種読み方と生年月日の組み合わせによる氏名検索を行っ
たが、これらの申立期間において該当する記録は見当たらなかった。

このほか、申立人がこれらの申立期間において事業主により船員保険料を給
与から控除されていたことをうかがわせる事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者とし

て、申立期間②、③、④及び⑤に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

次に、申立期間⑥及び⑦について、申立人はE社において厚生年金保険被保険者であったと申し立てているところ、申立人は保険料控除については、控除されていたと思うが、その金額等については覚えていないと陳述しており、また、当時の事業主は故人となっているため、在籍、届出、保険料控除、雇用形態等について当時の事情を明らかとすることはできなかった。

一方、申立人及びその妻の国民年金の被保険者記録をみると、いずれも申立期間⑦と重なる昭和47年12月21日付けで国民年金の強制加入被保険者資格を取得し、同社において厚生年金保険の被保険者資格を再取得する49年6月3日付けで資格喪失（妻は同年6月4日付け）しており、申立人に係る特殊台帳をみると、この間の国民年金保険料のうち48年4月以降分については現年度納付していることが確認できることから、申立人又はその妻は、申立期間⑦の当時、何らかの事情により厚生年金保険の被保険者でなくなったことを認識し、国民年金の強制加入被保険者資格の取得手続を行い、保険料を納付していたものと考えられる。

なお、申立人の各種読み方と生年月日の組み合わせにより氏名検索を行ったが申立期間⑥及び⑦において該当する記録は見当たらなかった。

このほか、申立人が申立期間⑥及び⑦において事業主により厚生年金保険料を給与から控除されていたことをうかがわせる事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間⑥及び⑦に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 8 月 29 日から 41 年 9 月 1 日まで

私は、昭和 39 年 3 月 21 日から 42 年 3 月 31 日まで A 社で継続して勤務していたのに、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いことに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の A 社における在職については、雇用保険の記録では昭和 40 年 8 月 31 日に離職、同年 9 月 21 日に再取得と記録されており、8 月 31 日から 9 月 21 日の 20 日間が空白期間となっているものの、事業主からは申立人は申立期間中も継続して勤務していたとの陳述が得られたことから認められる。

一方、申立人は、厚生年金保険料を給与から控除されていたか否かについては、「申立期間中も普段と変わらない勤務で仕事をしており、給料もいつもと変わらなかったため、保険料も引かれていたと思う。」と陳述しているものの、事業主からは、「当時の関連資料は廃棄されて何も残っていないため、申立人が申立期間中も勤務していたことは覚えているが、この期間中の保険料控除については覚えていない。ただ、この当時は会社にとって大変だった時期である。」との陳述があった。

また、事業所別被保険者名簿をみると、事業主以外の申立人を含む 26 人全員が昭和 40 年 8 月 29 日付け、又は、その 2 日後の 8 月 31 日付けで資格を喪失していることが確認できる。このうち、申立人を含む 10 名については約 1 年後の 41 年 9 月 1 日付け、又は、同年 10 月 1 日付けで同社において資格を再取得していることから、事業主は、何らかの事情により申立期間当時において、従業員全員をいったん社会保険から脱退させるため、資格喪失を行ったものと考えられ、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除してい

なかったと考えるのが相当である。

さらに、当該事業所別被保険者名簿において、申立人と同様にB業務であった同僚（2名）の被保険者記録をみると、申立人とほぼ同様な期間（昭和40年8月29日又は同年8月31日から41年9月1日又は同年10月1日までの期間）の記録は無く、申立人及びこれら同僚の欄には、健康保険証の返納を示す「証返」の押印が確認できる。

加えて、申立人の各種読み方による氏名検索を行ったが、申立人の申立期間に係る被保険者記録は確認できなかった。

このほか、申立人が申立期間において事業主により厚生年金保険料を給与から控除されていたことをうかがわせる事情等も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 10 月 1 日から 38 年 2 月 2 日まで

私は、学校を卒業後、昭和 35 年 4 月から A 社に正社員として就職し、39 年 9 月 25 日まで継続して勤務していた。当時は会社の寮に住んでおり、朝 6 時半から 20 時ごろまで B 業務者として働いていた。同社の厚生年金保険の新規適用年月日が 35 年 10 月 1 日となっているにもかかわらず、私の厚生年金保険被保険者資格の取得日が 38 年 2 月 2 日とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の A 社での在職については、申立人が名前を挙げた同僚及び現在の事業主の陳述から、申立人が申立期間において同社に勤務していたことが推定できる。

しかしながら、同社の被保険者名簿によると、昭和 34 年から 37 年までに学校を卒業後すぐに入社した 6 名は、申立人と同様に 38 年 2 月に厚生年金保険に加入していることが確認できることから、同社では新規学卒者については、入社後すぐには厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがわれる。

また、学校卒業後すぐに同社に入社した同僚 1 名から、入社後一定期間が経過してから厚生年金保険に加入したとする陳述が得られたことから、申立人についてのみ新規適用時の昭和 35 年 10 月 1 日に加入手続が取られたとは考え難い。

このほか、申立人が申立期間において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 20 年 8 月 31 日から同年 10 月 30 日まで
② 昭和 31 年 3 月 30 日から 34 年 12 月 1 日まで
③ 昭和 39 年 8 月 26 日から 40 年 5 月 1 日まで

昭和 19 年 10 月 1 日から 26 年 5 月 3 日まで A 社に継続して勤務したが、20 年 8 月 31 日から同年 10 月 30 日まで (申立期間①) の厚生年金保険加入記録が無い。また、28 年 5 月 1 日から 41 年 4 月 30 日まで B 社に継続して勤務したが、31 年 3 月 30 日から 34 年 12 月 1 日まで (申立期間②) 及び 39 年 8 月 26 日から 40 年 5 月 1 日まで (申立期間③) の厚生年金保険加入記録が無い。いずれの期間も給与から厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、厚生年金保険加入記録が無く納得できない。

申立期間③については、弟には B 社における厚生年金保険加入記録があるが、弟は同社に勤務したことが無いので、その年金記録は私のものであると思う。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間①における A 社での在職については、同社が当時の記録台帳を調査したところ、申立人について昭和 19 年 6 月 1 日に資格を取得、20 年 8 月 31 日に資格を喪失、同年 10 月 30 日に資格を取得の記録があったとしており、また、同社の被保険者名簿をみると、備考欄に軍に召集されている間は厚生年金保険料の徴収を免除する旨の規定である「59 条の 2」という記載があり、同年 8 月 31 日に資格を喪失している者が申立人を含め多数みられる。以上のことから、同社に在籍しながら戦時中軍に召集されていた者について、戦後、一斉に資格喪失手続が行われ、申立人は復員後、同年 10 月 30 日に職場に復帰したものと推定でき、申立期間①においては同社に在籍していなかった

ものと認められる。

次に申立期間②及び申立期間③におけるB社での在職については、同社では、申立人は昭和28年から41年4月まで同社に勤務していたと陳述していることから、在職していたことが推定できる。

しかしながら、同社は昭和31年3月31日付けで厚生年金保険を脱退した後、34年12月1日付けで再度厚生年金保険の適用事業所となっていることから、申立期間②は適用事業所ではなかった時期であり、このほか申立人が申立期間②において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらなかった。

また、申立期間③については、申立人は、本来自分のものである厚生年金保険加入記録が弟のものになっていると申し立てしているところ、弟について昭和39年9月1日から40年5月1日までの同社での厚生年金保険加入記録があり、同氏は平成19年7月ごろに申立人から知らされるまで同社での厚生年金保険加入記録があることは知らなかったと陳述している。さらに、同氏は昭和50年12月16日に申立期間③を含む38年6月から40年3月までの国民年金保険料を特例納付している。

しかしながら、事業主から被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主は申立人について、昭和39年8月26日に資格を喪失、40年5月1日に再取得の届出を行ったと推認される。

また、申立人は弟が同社に勤務したことはないと申し立てしているが、同氏は申立期間③においてB社に勤務していたと陳述していることから、事業主が本来申立人について行うべきであった昭和39年9月1日に資格を取得、40年5月1日に資格の喪失の届出を誤って同氏の名義で行ったとは考え難い。このほか、同氏の厚生年金保険加入記録を申立人の加入記録であったと認めるに足る関係資料、周辺事情は見当たらなかった。

さらに、申立人が申立期間③において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 27 年 4 月 1 日から 36 年 3 月 31 日まで

私は、中学校を卒業し高校に通いながら昭和 27 年 4 月 1 日から 36 年 3 月 31 日まで継続してA社のB支店とC支店に勤務し、D業務（二社を担当）やE業務を行っていたが、申立期間について、厚生年金保険の加入記録が無いのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社における在職については、申立人が上司として名前を挙げた者について同社での厚生年金保険の加入記録があること、同社C支店での同僚から申立人が申立期間の一部において同社に在籍していた旨の陳述が得られていることから、期間は特定できないものの、申立人が同社に在籍していたことが推定できる。

しかしながら、申立人は同社B支店及びC支店においてD業務やE業務を行っていたと申し立てしているところ、同僚1名からD業務は支店で行われることはなく、同社F支店のG部の正社員がH所において行っていた業務であり、個別に担当を分けることはなく、担当者は全部を扱っていたはずであるとの陳述が得られた。

また、当該同僚は、同社には当時から現在まで「B支店」は存在せず、「F支店」がB付近に所在していたが、通称であっても同支店をB支店と呼ぶ正社員はいなかったと陳述している。

さらに、E業務については、複数の同僚から、当該業務はアルバイトの者が担当していたとの陳述が得られ、同僚1名からA社には当時、中学校卒業の正社員はいなかったとの陳述も得られた。

加えて、申立人が同じ職種の同僚として名前を挙げた者についてもA社F支

店及びC支店の被保険者名簿に加入記録が見当たらない。

以上のことから、申立人は同社にアルバイトとして勤務し、同社はアルバイトについては、厚生年金保険に加入させない取扱いをしていたと考えるのが自然である。

このほか、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年5月から46年3月まで
② 昭和52年1月から53年1月6日まで

私は、昭和45年5月から46年3月までA社にB員として勤務し、C業務をしていた。同社には、妻が先に勤務しており、同じころに退職した。妻には同社での厚生年金保険の被保険者記録があるが、私の被保険者記録が無く、納得できない。

また、D社に夫婦同時に入社し、昭和52年1月から59年10月まで正社員として勤務し、E業務をしていた。同社での妻の厚生年金保険の被保険者資格取得日は52年2月1日となっているが、私の資格取得日は53年1月6日とされており、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間①におけるA社での在職については、昭和45年11月11日から46年5月14日まで同社での雇用保険の被保険者記録があることから、期間は一致しないものの、確認できる。また、申立人の妻には、昭和42年3月18日から46年3月26日まで同社での厚生年金保険の被保険者記録がある。

しかしながら、申立人が当時の同僚として名前を挙げた4名のうち1名は、当時B員として半年間ぐらいの勤務を繰り返しており、同社にも何度か勤務したと陳述しているところ、同氏の厚生年金保険の被保険者記録をみると、申立期間後の昭和51年9月21日から52年3月27日までの同社での厚生年金保険加入記録が確認できるが、申立期間当時の同社での被保険者記録は見当たらなかった。他の3名については、同社の被保険者名簿に名前が見当たらなかった。

さらに、同社の後継会社は、申立期間当時、B員については雇用保険にのみ加入させ、厚生年金保険には加入させていなかったと思うと回答している。

以上のことから、同社では、申立期間当時、B員として勤務していた者については厚生年金保険に加入させない取扱いをしていたものと推定できる。

加えて、申立人は申立期間に係る国民年金保険料を納付している。

このほか、申立人が申立期間①において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらなかった。

次に、申立人の申立期間②におけるD社での在職については、申立人が当時の上司として名前を挙げた者から、申立人は昭和52年1月から59年10月まで同社に正社員として勤務していたとの陳述が得られたことから、推定できる。

しかしながら、申立人の同社での雇用保険の被保険者期間は昭和53年1月6日から59年10月5日までとなっており、厚生年金保険の被保険者期間と一致している上に、申立人の妻についても雇用保険と厚生年金保険の被保険者期間は一致している。

また、同社が保存している申立人に係る健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書の控えをみると、事業主からの昭和53年1月6日付けの資格取得届を同年1月9日に社会保険事務所が受理していることが確認できる。

以上のことから、申立人の同社への入社日と厚生年金保険の被保険者資格取得日が異なっていることが考えられるものの、何らかの理由により事業主は申立人について記録どおりの届出を行ったことが推定できる。

このほか、申立人が申立期間②において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。